

令和4年度 第1回 帯広市情報審査会

令和4年8月2日（火）10時00分～
市庁舎 議会棟3階 全員協議会室

次 第

（諮問書受理）

（総務部長挨拶）

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

（1）令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況について

（2）個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について

4 その他

5 閉会

（参 考）

○諮問に係る審議の進め方（予定）

【第1回審査会：8/2】

- ・個人情報の保護に関する法律の改正概要について説明
- ・審議事項の概要について説明

【第2回審査会：8/29～9/2】

- ・審議事項について議論・方向性確定
- ⇒ 答申作成

＜配付資料一覧＞

(1) 令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況について

- ・ 令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の利用状況
・・・・・・・・・・資料1

(2) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について

- ・ 個人情報保護法の改正について（概要版）・・・・・・・・・・資料2
- ・ 現行条例から改正法・新条例に移行する事項・・・・・・・・・・資料3
- ・ 現行条例から改正法に移行した主な事項及び主な変更点（改正法①）
・・・・・・・・・・資料4
- ・ 新条例の制定に係る主な論点（新条例②）・・・・・・・・・・資料5
- ・ 個別論点協議資料・・・・・・・・・・資料6
 - ・【審議事項①】 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料
 - ・【審議事項②】 条例要配慮個人情報の内容
 - ・【審議事項③】 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表
 - ・【審議事項④】 個人情報保護制度の運用状況の公表
 - ・【審議事項⑤】 開示請求における手数料
 - ・【審議事項⑥－1】 開示請求における不開示情報の範囲の整合性の確保（公務員の氏名）
 - ・【審議事項⑥－2】 開示請求における不開示情報の範囲の整合性の確保（公共安全情報）
 - ・【審議事項⑥－3】 開示請求における不開示情報の範囲の整合性の確保（国の安全等に関する情報）
 - ・【審議事項⑦】 開示請求の決定・延長期限
訂正請求・利用停止請求の決定延長期限
 - ・【審議事項⑧】 審査会への諮問

(3) その他参考資料

- ・ 非開示条項比較表 資料 7
- ・ 個人情報保護法の改正について（国資料） 資料 8
- ・ 個人情報取扱事務登録簿、個人情報ファイル簿比較資料 . . 資料 9
- ・ 関係法令等
 - ・ 個人情報の保護に関する法律（令和 5 年 4 月 1 日施行版）
 資料 10
 - ・ 帯広市個人情報保護条例 資料 11
 - ・ 帯広市情報公開条例 資料 12

I 令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の利用状況

1 令和3年度情報公開制度利用状況

- (1) 請求件数 55件（うち5件取下げ）
- (2) 決定内訳 全部開示20件、一部開示28件、非開示2件（うち不存在2件）
- (3) 実施機関別請求件数

市長	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会	公営企業管理者	議会
47	7	0	0	1	0	0	0	0

- (4) 請求者数 33（うち個人21（市内16、市外5）、法人12（市内5、市外7））
- (5) 審査請求件数 6件

2 令和3年度個人情報保護制度利用状況

- (1) 請求件数 6件
- (2) 決定内訳 全部開示3件、一部開示2件、非開示1件（うち不存在1件）
- (3) 実施機関別請求件数

市長	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会	公営企業管理者	議会
6	0	0	0	0	0	0	0	0

- (4) 請求者数 5（市内5）
- (5) 審査請求件数 0件
- (6) 訂正請求件数 0件
- (7) 利用停止請求件数 0件

II (年度別)情報公開制度利用状況

1 請求件数

(単位:件)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
市長	23	37	48	26	26	36	39	37	35	47
教育委員会	21	6	7	4		5	9	6	6	7
選挙管理委員会		1	1		1					
公平委員会				3		1	1			
監査委員										1
農業委員会										
固定資産評価審査委員会										
消防長		3	7							
公営企業管理者	2	1	5	2	1	4	3	2		
議会		7	1		1		2	2	2	
合計	46	55	69	35	29	46	54	47	43	55
取り下げ	3	1	4	1	4	5	1	2	2	5

2 請求者数

(単位:人)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
個人	12	11	11	9	9	12	13	16	19	21
市内	8	6	6	7	6	11	11	10	10	16
市外	4	5	5	2	3	1	2	6	9	5
法人(団体)	4	13	13	12	10	13	13	8	8	12
市内		2	2	2	2	3	4	4	2	5
市外	4	11	11	10	8	10	9	4	6	7
合計	16	24	24	21	19	25	26	24	27	33

3 開示請求に対する決定内容

(単位:件)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
開示	18	16	23	7	11	18	21	20	15	20
一部開示	18	24	31	22	11	22	28	23	17	28
個人情報	7	13	15	13	9	9	9	7	8	8
その他	11	11	16	9	2	13	19	16	9	20
非開示	9	11	14	2	2	3	4	2	9	2
個人情報										
不存在	6	11	14	1	1	1	3	2	9	2
その他	3			1	1	2	1			
合計	45	51	68	31	24	43	53	45	41	50
(開示率)	(92.3%)	(100.0%)	(100.0%)	(96.7%)	(95.7%)	(95.2%)	(98.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

※ 開示率 = (開示件数 + 一部開示件数) ÷ (合計決定件数 - 不存在件数) × 100

4 決定に要した期間

(単位:件、日)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1～3日	5	4	4	2		1	2		1	2
4～9日	17	23	30	11	11	10	14	13	3	16
10日以上	23	24	34	18	13	32	37	32	37	32
合計	45	51	68	31	24	43	53	45	41	50
(平均日数)	(12.1)	(9.5)	(9.1)	(9.6)	(9.8)	(10.4)	(14.4)	(12.8)	(14.4)	(11.9)

5 審査請求

6件

Ⅲ (年度別)個人情報保護制度利用状況

1 開示請求件数

(単位:件)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
市長	4	11	14	8	11	13	5	12	9	6
教育委員会	3						1			
選挙管理委員会										
公平委員会										
監査委員										
農業委員会										
固定資産評価審査委員会										
消防長			3	3						
公営企業管理者			1							
議会										
合計	7	11	18	11	11	13	6	12	9	6
取り下げ		1				1		1		

2 開示請求者数

(単位:人)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
本人	5	7	14	11	10	10	3	10	7	4
	市内	3	5	13	9	7	7	3	9	5
	市外	2	2	1	2	3	3	1	2	
法定代理人 (未成年者)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市内	1								
	市外									
法定代理人 (成年被後見人)	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1
	市内							1		1
	市外							1		
合計	6	7	14	11	10	10	3	12	7	5

3 開示請求に対する決定内容

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
開示	3	6	6	2	3	0	2	2	4	3
一部開示	1	3	6	7	4	5	3	6	4	2
	他の個人情報	1	3	4	7	4	4	1	1	1
	その他			2			1	2	5	3
非開示	3	1	6	2	4	7	1	2	1	1
	他の個人情報									
	不存在	3	1	6	2	4	7	1	2	1
その他										
合計	7	10	18	11	11	12	6	10	9	6
(開示率)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

※ 開示率 = (開示件数+一部開示件数) ÷ (合計決定件数-不存在件数) × 100

4 審査請求 0件

5 訂正請求 なし

IV 令和3年度公文書開示請求内容一覧（情報公開）

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
1-1	R3.4.6	R3.4.20	15	個人	市外	十勝鉄道(SL)4、(客車)コハ23 十勝鉄道からの譲渡関係書類、財産台帳等 帯広図書館→緑ヶ丘公園→とってぽ通りへの移設及び式典関係書類(写真を含む)	十勝鉄道(SL)第4号及び客車コハ23号に係る次の文書 ・十勝鉄道の機関車、車輛、寄贈方依頼について ・蒸気機関車寄附採納について ・文化財台帳 ・十勝鉄道機関車及び客車の帯広市図書館から帯広市児童会館への移転について	一部開示(法人情報7条②)	法人の印影	70	教育委員会	生涯学習部生涯学習文化室 百年記念館	
1-2	R3.4.6	R3.4.20	15	個人	市外	緑ヶ丘公園→愛国駅(SL)19761 貸与陳情(メモを含む)及び貸与申請書とその承認書 車両貸借契約書、JR北海道への引継書 緑ヶ丘公園への搬入及び式典書類(写真を含む) 愛国駅への搬入及び式典書類(写真を含む) 愛国駅への移設に関するJR北海道への申請書とその承認書	1 緑ヶ丘公園→愛国駅(SL)19761 (1)貸与陳情(メモを含む)及び貸与申請書とその承認書 (2)車両貸借契約書、JR北海道への引継書 (3)緑ヶ丘公園への搬入及び式典書類(写真を含む) (4)愛国駅への搬入及び式典書類(写真を含む) (5)愛国駅への移設に関するJR北海道への申請書とその承認書	一部開示(不 存在)	1(1)(2)(3)(4)(5) 2(1)(3)	20	市長	経済部観光交流室 観光交流課	
2	R3.4.12	R3.4.15	4	法人	市内	幸福駅(気動車)キハ22 221・238 譲渡契約のための申請書と契約書 財産台帳等 搬入及び式典関係書類(写真を含む)	幸福駅(気動車)キハ22 221・238 (1)譲渡契約のための申請書と契約書 (2)備品台帳 (3)搬入及び式典関係書類(写真を含む)	全部開示		20	市長	都市環境部都市建築室 建築課	
3	R3.4.16	R3.4.19	4	個人	市内	新しい中間処分施設に関する文書のうち、国に提出する際に作成した「十勝地域循環型社会形成推進地域計画」に関する文書全部。	新しい中間処分施設に関する文書のうち、国に提出する際に作成した「十勝地域循環型社会形成推進地域計画」に関する文書全部。	全部開示		50	市長	都市環境部環境室 清掃事業課	電子申請

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
4	R3.4.22	R3.5.20	29	個人	市外	<p>帯広市主催のばんえい競馬で、2021年4月18日、鈴木恵介騎手が競走馬の顔を蹴ったことに関する次の文書。</p> <p>1. 市民、道民、国民等から寄せられた意見の記録。 2. 鈴木恵介騎手、及び、その上司や監督者から聞き取った内容の記録。 3. 鈴木恵介騎手に対する懲戒処分の文書。</p>	<p>帯広市主催のばんえい競馬で、2021年4月18日、鈴木恵介騎手が競走馬の顔を蹴ったことに関する次の文書。</p> <p>1. 市民、道民、国民等から寄せられた意見の記録。 2. 鈴木恵介騎手、及び、その上司や監督者から聞き取った内容の記録。 3. 鈴木恵介騎手に対する懲戒処分の文書。</p>	<p>一部開示(個人情報 7条 ①)</p>	<p>差出人の氏名、年齢、性別、電話番号、メールアドレス、勤務先、所属団体名、個人の生活に関する情報及び手紙の消印のうち取次郵便局がわかる部分 被処分者の署名</p>	1,030	市長	農政部ばんえい振興室ばんえい振興課	電子申請
5	R3.5.18	R3.6.1	15	個人	市内	<p>令和2年度帯広市旅行商品造成・販売支援業務においてとかち帯広空港利用促進エージェンメント連絡協議会との間における所定の手続に関する全ての書面の開示</p>	<p>令和2年度帯広市旅行商品造成・販売支援業務においてとかち帯広空港利用促進エージェンメント連絡協議会との間における所定の手続に関する全ての書面の開示</p>	<p>一部開示(個人情報 7条 ②)</p>	<p>法人の印影</p>	880	市長	経済部観光交流室観光交流課	
6	R3.5.19	R3.5.28	10	個人	市内	<p>以平町西3線8、以平町西3線10の伐採届けに関する文書</p>	<p>以平町西3線8、以平町西3線10の伐採届に関する文書</p>	<p>一部開示(個人情報 ほか)</p>	<p>①個人を識別できる情報 ②公文書不存在</p>	20	市長	農政部農政室 農村振興課	
7	R3.5.19	R3.5.28	10	個人	市内	<p>私道から公道にする為の条件や要件がわかる資料</p>	<p>私道から公道にする為の条件や要件がわかる資料</p>	<p>全部開示</p>		1,050	市長	都市環境部土木室管理課	
8	R3.5.27	R3.6.1	6	法人	市内	<p>帯広市西6条南3丁目11-1の元帯広市所有地を購入しました。 帯広市が調査した全ての隣地との境界立会書の開示を請求します。 また個人情報に抵触する旨、立会者の住所、氏名、連絡先は黒塗りにして非公開で構いません。</p>	<p>帯広市西6条南3丁目11-1に係る土地境界確認協議書、地積測量図、未収理由書及び北海道からの土地境界の確認に関する通知</p>	<p>一部開示(個人情報 7条 ①)</p>	<p>①個人の住所・氏名 ②個人の印影</p>	50	市長	総務部総務室 契約管財課	電子申請

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
9	R3.6.3	R3.6.17	15	個人	市内	帯広市図書館の諸室及び展示コーナーの要綱の原義(平成30年度の改正分)	<ul style="list-style-type: none"> 「帯広市図書館諸室及び展示コーナーの使用要綱」の平成30年度全部改正に伴う起案書 「帯広市図書館諸室及び展示コーナーの使用に関する取扱基準」の平成30年度制定に伴う起案書 	全部開示	590	教育委員会	生涯学習部生涯学習文化室図書館		
10	R3.6.3	R3.6.14	6	個人	市内	令和元年度分を令和2年度に帯広市監査委員会が実施した監査手続に関する全ての書類の開示	令和元年度分を令和2年度に帯広市監査委員会が実施した監査手続に関する全ての書類	全部開示		監査委員会	監査委員事務局	※令和3年7月8日請求取り下げ	
11	R3.6.9	R3.6.14	6	法人	市内	株式会社テキサスの平成7年の増築工事に関する建築計画概要書	株式会社テキサスの平成7年の増築工事に関する建築計画概要書	全部開示	20	市長	都市環境部都市建築室建築開発課		
12	R3.6.10	R3.6.17	8	個人	市内	現在各学校に通知している感染対策用に至った経緯のうちの特にマスク着用について、児童生徒が学校でマスクを着用すべきである合理的かつ科学的根拠を示す資料(特にマスクにおける部分について文科省「衛生管理マニュアル」に對しどのような根拠をもとに解釈し現在の感染対策を指導しているかのしかるべき根拠) <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスが存在すると帯広市が認定するにあたり、科学的根拠とした論文等、または帯広市が調査研究した論文、または報告書などの資料 マスク着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという根拠を科学的に立証する文書 PCR検査陽性判定の無症状者が、他者に新型コロナウイルスを感染させるという根拠を科学的に立証する文書 PCR陰性判定の無症状者が、他者に新型コロナウイルスを感染させるという根拠を科学的に立証する文書 	全部開示		教育委員会	学校教育部学校指導室学校教育指導課	電子申請		
13	R3.6.16	R3.6.30	15	個人	市外	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスが存在すると帯広市が認定するにあたり、科学的根拠とした論文等、または帯広市が調査研究した論文、または報告書などの資料 マスク着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという根拠を科学的に立証する文書 PCR検査陽性判定の無症状者が、他者に新型コロナウイルスを感染させるという根拠を科学的に立証する文書 PCR陰性判定の無症状者が、他者に新型コロナウイルスを感染させるという根拠を科学的に立証する文書 	一部開示(不存在)	1,270	市長	市民福祉部健康保険室健康推進課	市民福祉部健康保険室健康推進課	電子申請	
14	R3.6.18	R3.6.29	12	個人	市内	令和3年6月2日以前に行われた新型コロナウイルスの集団接種に関する市担当部局と道(総合振興局)の協議の議事録(あるいは議事録に準じる書類)	令和3年6月2日以前に行われた新型コロナウイルスの集団接種に関する市担当部局と道(総合振興局)の協議の議事録(あるいは議事録に準じる書類)	非開示(不存在)		市長	市民福祉部健康保険室健康推進課		

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
15	R3.7.4	R3.7.16	13	個人	市内	<p>必要とする本人：〇〇 〇〇 請求者：法定代理人である成年後見人(後見登記証明書は後日追完)を求める文書の内容： □01. 〇〇 〇〇に對する平成28年7月1日以降令和3年6月30日までの市道民税延滞にかかわる交渉記録(日時, 交渉手段(電話・面談・訪問等), その内容)の全部, □02. 上記にかかわる文書等の発信記録, 発信方法等の全部 □03. 帯広市における「納付催告書(兼滞納現在額通知書)」を含む滞納にかかわる各種文書の起案基準(規程)</p>	<p>帯広市における「納付催告書(兼滞納現在額通知書)」を含む滞納にかかわる各種文書の起案基準(規程)</p>	全部開示		市長	政策推進部 税務室 収納課		電子申請

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)					
16	R3.7.5	R3.7.13	9	法人	市外	<p>①：土地：家屋課税台帳の電磁的記録。</p> <p>②：①が存在、又は開示が不可能の場合は、①以外の文書で、帯広市内の土地・家屋の登記情報のうち、土地の所在・地番・地積・家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積の情報を含む一覽の電磁的記録。登記名義人・建築年の情報もあれば含む。</p> <p>※①につきましても、地方税法第381条第1項・第3項により土地・家屋課税台帳に登録しなければならぬ登記事項・登記名義人として登録されている部分(項目)のみで問題ございません。</p> <p>※エクセル等の表形式のデータを優先的に希望します。その他のデータとなる場合は事前にご連絡をお願いいたします。</p> <p>※「登記名義人」の項目につきましては、全件開示が難しい場合は、法人のみ→官公庁のみ→帯広市のみ、の順番で開示のご検討をお願いいたします。</p> <p>※コード表記等による読み替えを行っている場合は、それを読み替えるための資料をお願いします。</p>	<p>①課税台帳以外の文書で、帯広市内の土地・家屋の登記情報のうち、土地の登記名義人(官公庁・帯広市に限る)、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番(代表のみ)、家屋番号・種類・床面積の情報を含む一覽の電磁的記録。</p> <p>②コードでの提供部分に係る日本語対応表</p> <p>※エクセル等の表形式のデータを優先的に希望します。その他のデータとなる場合は事前にご連絡をお願いいたします。</p>	50	市長	政策推進部 税務室 資産税課		
17	R3.7.5	R3.7.12	8	法人	市外	<p>2020年中の登記異動修正済の、地番図shapeデータ。</p> <p>※地番の他、字界・字名・家屋(外形)の情報も付加可能であればお願いします。</p> <p>※最新版に更新される毎年の時期についてと、測地成果(JGD2000、JGD2011等)についてご回答をお願いします。</p> <p>※コード表記等を行なっている場合は、コード表等の資料もお願いいたします。</p>	<p>2020年中の登記異動修正済の、地番図shapeデータ。</p> <p>※地番の他、字界・字名・家屋(外形・家屋番号)の情報も付加可能であればお願いします。</p> <p>※コード表記等を行なっている場合は、コード表等の資料もお願いいたします。</p>	50	市長	政策推進部 税務室 資産税課		

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
18	R3.7.5 R3.7.19	R3.7.19	15	個人	市内	65歳以上の高齢者を対象にした新型コロナウイルスのワクチン接種の実施に至るまでの経緯がわかる一切の文書、②当該公務に関する担当課の打ち合わせ、③当該公務に関して関係機関(国、道、医療機関等)との打ち合わせ、連絡内容が分かる一切の文書(メールの送受信の記録も含む)	65歳以上の高齢者を対象にした新型コロナウイルスのワクチン接種の実施に至るまでの経緯がわかる一切の文書、②当該公務に関する担当課の打ち合わせ、③当該公務に関して関係機関(国、道、医療機関等)との打ち合わせ、連絡内容が分かる一切の文書(メールの送受信の記録も含む)	①個人の役職、氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、所属、基礎疾患の有無、メールアドレス ②店舗の図面 ③メール添付ファイルのパスワード	50	市長	市民福祉部健康保険室健康推進課		
19	R3.7.8 R3.7.15	R3.7.15	8	法人	市外	令和2年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」なお、「対象住所一覧」の全てにおいて届出書が提出されているとは限りません。届出のあるものを請求するものです。また、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のA4用紙1枚です。付随する別表や様式第二号の工程表などは不要です。	令和2年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。	①個人の氏名、印影、住所及び電話番号 ②法人代表者の印影 ③別紙「対象住所一覧」のうち①④⑥⑦⑧⑨⑩に関する文書	30	市長	都市環境部都市建築室建築開発課		
20	R3.7.12 R3.7.21	R3.7.21	10	法人	市外	2021年1月1日から2021年6月30日までに届出のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	2021年1月1日から2021年6月30日までに届出のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	個人 個人の氏名	970	市長	総務部総務室戸籍住民課		
21	R3.7.13 R3.7.14	R3.7.14	2	法人	市内	第54号-15号の道路指定図のうち、平面図の部分(A3サイズに収まる程度)	第54号-15号の道路指定図のうち、平面図の部分(A3サイズに収まる程度)	全部開示	10	市長	都市環境部都市建築室建築開発課		
22	R3.7.15 R3.7.20	R3.7.20	6	法人	市内	第53-19号の道路指定図	第53-19号の道路指定図	全部開示	50	市長	都市環境部都市建築室建築開発課		
23	R3.7.16 R3.7.30	R3.7.30	15	個人	市内	教育委員会発注の運輸役務に係る入札及び見積合わせ告示関係書類ならびに実施結果	教育委員会発注の運輸役務に係る入札及び見積合わせ告示関係書類ならびに実施結果	一部開示(法 人情報7条 ②) ①不落業者名 ②予定価格		教育委員会	学校教育部教育総務室企画総務課		

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
24	R3.7.26 R3.8.3	R3.8.3	9	法人	市外	課税情報としての地番図データ。2020年度の異動修正情報を反映した21年1月1日時点のもの。地番、字名、字界、図形座標の提供をお願いします。Shape形式を希望いたします。字名がコードの場合はコード表も提供願います。	課税情報としての地番図データ。2020年度の異動修正情報を反映した21年1月1日時点のもの。地番、字名、字界、図形座標の提供をお願いします。Shape形式を希望いたします。字名がコードの場合はコード表も提供願います。	全部開示	①個人の氏名、生年月日、郵便番号、住所 ②法人の印影、口座情報、落札業者以外の名称・住所・代表者氏名・電話番号・FAX番号 ③予定価格	50	市長	政策推進部 税務室 資産税課	
25-1	R3.8.11 R3.9.9	R3.9.9	30	法人	市外	民間損保契約5万円以上(R2年度)の保険証券の写し、明細及び仕様書、契約保険会社の決定方法に関する文書。入札・見積合せの場合は入札書・見積書を含む。	民間損保契約5万円以上(R2年度)の保険証券の写し、明細及び仕様書、契約保険会社の決定方法に関する文書。入札・見積合せの場合は入札書・見積書を含む。	一部開示(個人情報ほか)	①個人の氏名、性別、年齢、住所、郵便番号、職名 ②法人の印影、落札業者以外の名称、住所、代表者氏名 ③予定価格	1,500	市長	総務部総務室 総務課	電子申請
25-2	R3.8.11 R3.9.9	R3.9.9	30	法人	市外	民間損保契約5万円以上(R2年度)の保険証券の写し、明細及び仕様書、契約保険会社の決定方法に関する文書。入札・見積合せの場合は入札書・見積書を含む。	民間損保契約5万円以上(R2年度)の保険証券の写し、明細及び仕様書、契約保険会社の決定方法に関する文書。入札・見積合せの場合は入札書・見積書を含む。	一部開示(個人情報ほか)	①個人の氏名、性別、年齢、住所、郵便番号、職名 ②法人の印影、落札業者以外の名称、住所、代表者氏名 ③予定価格	570	教育委員会	学校教育部 教育総務室 企画総務課	電子申請
26	R3.9.6 R3.9.15	R3.9.15	10	法人	市外	帯広市西3・9周辺地区市街地再開発事業に係る、施行地区位置図、施行地区区域図(権利変換前の施行地区の地番が表示された図面)、権利変換後の施行地区の地番が確認できる資料。	帯広市西3・9周辺地区市街地再開発事業に係る、施行地区位置図、施行地区区域図(権利変換前の施行地区の地番が表示された図面)、権利変換後の施行地区の地番が確認できる資料。	全部開示		50	市長	経済部商業労働室 商業労働課	
27	R3.9.14 R3.9.14	R3.9.14	1	個人	市内	R2・3年度帯広市火葬場残骨灰等処理業務の入札に参加した事業者がわかるもの	R2・3年度帯広市火葬場残骨灰等処理業務の入札に参加した事業者がわかるもの	全部開示		20	市長	総務部総務室 戸籍住民課	
28	R3.9.7 R3.9.21	R3.9.21	15	個人	市内	令和3年8月に釧路家庭裁判所帯広支部より、文書送付嘱託依頼に対し、裁判所に提出した文書に関する全ての書面の開示	令和3年8月25日に釧路家庭裁判所帯広支部より、文書送付嘱託依頼に対し、裁判所に提出した文書に関する全ての書面の開示	一部開示(個人情報 7条①)	(1)個人の氏名、生年月日、年齢、続柄、住所、住民コード、世帯コード、印鑑登録表示中異動事由、異動日、世帯一覧、住民区分、行政区及び印鑑情報に記載されている事項、戸籍的情報、事件番号並びに事件名 (2)印鑑登録申請日、印鑑登録証明書の発行履歴	70	市長	総務部総務室 戸籍住民課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
29	R3. 9. 27	R3. 10. 5	9	個人	市内	帯広市は2020年2月に国際友好都市の朝陽市に支援物資としてマスク1万枚を提供した。当該事案に関して以下のことがわかる文書を請求すること 1、朝陽市にマスクを提供することとなった端緒、支援物資に至った経緯がわかるもの(起案書、会議録、協議録等を含む全て) 2、当該事案に関して電話、メール、SNSを通して市に寄せられた意見、苦情等の内容、件数がわかるもの。及び市の苦情等への対応がわかるもの	帯広市は2020年2月に国際友好都市の朝陽市に支援物資としてマスク1万枚を提供した。当該事案に関して以下のことがわかる文書を請求すること 1、朝陽市にマスクを提供することとなった端緒、支援物資に至った経緯がわかるもの(起案書、会議録、協議録等を含む全て) 2、当該事案に関して電話、メール、SNSを通して市に寄せられた意見、苦情等の内容、件数がわかるもの。及び市の苦情等への対応がわかるもの	個人の名、役職、年齢、性別、電話番号、郵便番号、住所、メールアドレス	50	市長	経済部観光交流課	電子申請	
30	R3. 9. 27			個人	市外	1. 昭和40年におびひろ動物園管理者が提出した特別天然記念物オオサシシヨウウオの現状変更等許可申請書(進達を含む。)及び同申請に対する許可に係る文書の一部 2. 昭和40年以前に帯広畜産大学学長から提出した特別天然記念物オオサシシヨウウオの現状変更等許可申請書(進達を含む。)及び同申請に対する許可に係る文書の一部				教育委員会	生涯学習部生涯学習文化室動物園	電子申請 ※令和3年9月29日電話にて請求取り下げ	
31	R3. 10. 6	R3. 10. 20	15	個人	市内	2014年8月リオホールディングスが1億3千万円で落札以降、2016年3月までの帯広市リオホールディングスのやりとりの一切の文書。	2014年8月リオホールディングスが1億3千万円で落札以降、2016年3月までの帯広市リオホールディングスのやりとりの一切の文書。	①氏名、職名 ②営業・販売活動の内容、営業方針、協議内容等、経営内容、資金や資産内容等の信用に関する情報、法人等の内部に関する部分	260	市長	経済部商業労働室商業労働課		
32	R3. 10. 6	R3. 10. 20	15	個人	市内	1、2020年3月4日以降、アルファコートと帯広市のやりとりの文書の一切の開示を求める。 2、2020年3月4日以降国交省と帯広市のやりとりの文書の一切の開示を求める。	1、2020年3月4日以降、アルファコートと帯広市のやりとりの文書の一切の開示を求める。 2、2020年3月4日以降国交省と帯広市のやりとりの文書の一切の開示を求める。	氏名、役職	50	市長	経済部商業労働室商業労働課		

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
33	R3.10.13 R3.10.27	R3.10.27	15	個人	市内	1、帯広市の旧駐車場と旧ヨーカドービル間にあった小公園の正式名称と広さを明らかにしてほしい。 2、裁判上の異議申し立てにより、開示された文書を帯広市議会に提出できないという理由を明らかにしてほしい。できないのは帯広市長の判断だと思わざるを得ない。 3、市営駐車場を売り払ったのは、民業の圧迫になるという判断だが、その根拠となる資料を明らかにしてほしい。	1、帯広市の旧駐車場と旧ヨーカドービル間にあった小公園の正式名称と広さを明らかにしてほしい。 2、裁判上の異議申し立てにより、開示された文書を帯広市議会に提出できないという理由を明らかにしてほしい。できないのは帯広市長の判断だと思わざるを得ない。 3、市営駐車場を売り払ったのは、民業の圧迫になるという判断だが、その根拠となる資料を明らかにしてほしい。	一部開示(不 存在)	①のうち、小公園の 正式名称及び②	50	市長	経済部商業労働室商業労働課	
34-1	R3.10.14 R3.10.27	R3.10.27	14	個人	市内	1、帯広市の旧駐車場を売却するとき、不動産鑑定を依頼した鑑定士の名前、住所がわかる資料 2、その時支払った鑑定料がわかる資料	1、帯広市の旧駐車場を売却するとき、不動産鑑定を依頼した鑑定士の名前、住所がわかる資料 2、その時支払った鑑定料がわかる資料	全部開示		50	市長	経済部商業労働室商業労働課	
34-2	R3.10.14 R3.10.27	R3.10.27	14	個人	市内	3、その人たちに過去10年に鑑定依頼をした実績がわかる資料(固定資産税算定のための依頼を除く)。	帯広市の旧駐車場を売却するとき、不動産鑑定を依頼した鑑定士たちに過去10年に鑑定依頼をした実績がわかる資料(固定資産税算定のための依頼を除く)。	全部開示			市長	総務部総務室契約管財課	
35	R3.10.14 R3.10.27	R3.10.27	14	個人	市内	2003年以降2020年まで旧帯広市営駐車場に関し、不動産鑑定士と打ち合わせた記録の全ての開示を求める。	2003年以降2020年まで旧帯広市営駐車場に関し、不動産鑑定士と打ち合わせた記録の全ての開示を求める。	全部開示		50	市長	経済部商業労働室商業労働課	
36	R3.10.25 R3.11.5	R3.11.5	12	法人	市外	帯広市内居住表示実施区域全街区の、建物の位置及び住居番号が確認できる図面資料(住居表示台帳等)	帯広市内居住表示実施区域全街区の、建物の位置及び住居番号が確認できる図面資料(住居表示台帳等)	全部開示		19,900	市長	総務部総務室戸籍住民課	
37	R3.10.27 R3.11.10	R3.11.10	15	個人	市内	帯広市西1条南12丁目2番地のほくでん地上機器の設置に関して、設置場所の検討から設置に至るまでの間、帯広駅前東商店会協同組合発起人及び理事会が協議した日時及び内容、並びに、市と上記発起人及び理事会との間で協議した日時及び内容がわかるもの。	帯広市西1条南12丁目2番地のほくでん地上機器の設置に関して、設置場所の検討から設置に至るまでの間、帯広駅前東商店会協同組合発起人及び理事会が協議した日時及び内容、並びに、市と上記発起人及び理事会との間で協議した日時及び内容がわかるもの。	一部開示(個人情報ほか)	①氏名、職名、年齢、親族関係・続柄等、出生地、店舗名、健康状態 ②取引先の名称	50	市長	経済部商業労働室商業労働課	
38	R3.11.19	R3.11.25	7	個人	市内	「帯広市帯広火葬場」指定管理者の申請5団体の団体名	「帯広市帯広火葬場」指定管理者の申請5団体の団体名	全部開示		10	市長	総務部総務室戸籍住民課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名義又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
39	R3.11.26	R3.12.9	14	個人	市内	平成31年1月22日に、帯広市以平町西3線高台地区私道について、開示請求者が帯広市都市建設部管理課と行った協議に係る文書及び当該協議における開示請求者からの要望に対して、同年同月16日ないし17日に行なった確認の結果の回答に係る文書	平成31年1月22日に、帯広市以平町西3線高台地区私道について、開示請求者が帯広市都市建設部管理課と行った協議に係る文書及び当該協議における開示請求者からの要望に対して、同年同月16日ないし17日に行なった確認の結果の回答に係る文書	一部開示(個人情報ほか) ①氏名 ②公文書不存在	20	市長	都市環境部土木室管理課		
40	R4.1.11	R4.1.21	11	法人	市外	2021年7月1日から2021年12月31日までに届出のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳 また、同時期に住居表示を実施した区間がある場合は、当該区域の住居表示台帳・住居表示案内図・住所新旧(旧新)対照表。	2021年7月1日から2021年12月31日までに届出のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳 同期間に実施した住居表示区域の住居表示台帳・住居表示見取図	一部開示(個人情報ほか) ①個人 個人の氏名	1,420	市長	総務部総務室 戸籍住民課		
41	R4.1.20	R4.1.25	6	法人	市外	令和2年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の全てにおいて届出書が提出されているとは限りません。届出のあるものを請求するものです。また、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のA4用紙1枚です。付随する別表や様式第2号の工程表などは不要です。	令和2年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の全てにおいて届出書が提出されているとは限りません。届出のあるものを請求するものです。また、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のA4用紙1枚です。付随する別表や様式第2号の工程表などは不要です。	(1)個人の氏名、印影、郵便番号、住所及び電話番号 (2)別紙「対象住所一覧」のうち①②③④⑤⑥⑧⑨⑩⑪⑫に関する文書	10	市長	都市環境部都市建築室建築開発課		
42	R4.1.24			法人	市外	地籍調査(国土地調査)に関連するシステム導入についての情報公開導入メーカー、導入ソフト名、落札年月(導入年月)、落札業者名、契約形態(①リース契約又は②買取)、料金(①リース：賃貸借使用料、②買取：年間保守料金〔令和3年度〕) ※現在地籍調査を行われていない場合には、今後の予定(入札や利用システム選定など)がありません。				市長	農政部農政室 農村振興課	※令和4年1月24日電話にて取り下げ	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
43	R4.1.31	R4.2.8	9	個人	市外	最新の地籍参考図(Shapeファイル) 最新の普通住宅地以外の路線価図(Shapeファイル)	①最新の地籍参考図(Shapeファイル) ②最新の普通住宅地以外の路線価図(Shapeファイル)	全部開示		50	市長	政策推進部 税務室 資産税課	電子申請
44	R4.2.15	R4.2.28	14	個人	市内	「帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業」の補助事業が完了するのがいつかわかる資料 「帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業」の総事業費の清算についてアルファコート側から示されている日程がわかる資料	1、「帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業」の補助事業が完了するのがいつかわかる資料 2、「帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業」の総事業費の清算についてアルファコート側から示されている日程がわかる資料	一部開示(不 存在)	「帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業」の総事業費の清算についてアルファコート側から示されている日程がわかる資料	50	市長	経済部商業労働室 商業労働課	
45	R4.2.21	R4.3.3	11	個人	市内	チュウケイ(株) 帯広支社に関する書類が所有している次の公文書 1。指名競争入札により、同社と帯広市が締結した業務委託契約書。 2。上記1に関する入札公募方法と応募者全者の名簿、及びチュウケイ(株)が応募のため提出した資格審査関係等文書 3。同社が落札した、上記業務の参加業者の応札状況が明確に判断できる文書。 4。令和3年、市庁舎西側高齢者駐車場でチュウケイ(株)が施設利用市民の財産に故意に与えた損害と、市民の身体生命に危険が及ぶ行為の顛末文書 5。上記4に関し帯広市が同社に対し行政指導した文書、及び業者の改善対策。	チュウケイ(株) 帯広支社に関する書類が所有している次の公文書 1。指名競争入札により、同社と帯広市が締結した業務委託契約書。 2。上記1に関する入札公募方法と応募者全者の名簿、及びチュウケイ(株)が応募のため提出した資格審査関係等文書 3。同社が落札した、上記業務の参加業者の応札状況が明確に判断できる文書。 4。令和3年、市庁舎西側高齢者駐車場でチュウケイ(株)が施設利用市民の財産に故意に与えた損害と、市民の身体生命に危険が及ぶ行為の顛末文書 5。上記4に関し帯広市が同社に対し行政指導した文書、及び業者の改善対策。	一部開示(個人情報ほか)	①個人の氏名 ②法人の印影 ③チュウケイ(株)が応募のため提出した資格審査関係等文書 ④帯広市が同社に対し行政指導した文書、及び業者の改善対策。	240	市長	総務部総務室 総務課、契約管財課	
46	R4.3.1	R4.3.11	11	個人	市内	今後のごみ処理のあり方(収集運搬・中間処理・最終処分)等を検討するため、十勝管内19市町村の廃棄物担当課長等で組織する新中間処理施設整備検討会議 ※参加した会議の資料等・復命書(令和3年4月1日以降分)	今後のごみ処理のあり方(収集運搬・中間処理・最終処分)等を検討するため、十勝管内19市町村の廃棄物担当課長等で組織する新中間処理施設整備検討会議 ※参加した会議の資料等・復命書(令和3年4月1日以降分)	一部開示(個人情報 7条②)	法人の印影	50	市長	都市環境部環境室 清掃事業課	電子申請

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
47	R4.3.16 R4.3.29	R4.3.29	14	個人	市内	令和3年から同4年まで、行政調査会北海道本部から帯広市教育委員会学校教育指導課に対し調査していた経過の次の文書。 1.平成14年頃発生した帯広市立〇〇小学校〇年〇組に在籍する〇〇〇〇に、〇〇〇〇〇が憲法で保障された何人も平等に教育を受け権利を自己都合で長期間に及び阻害し、前記児童及び保護者に対し精神的苦痛並びに永年にわたる経済的損失を与えた事実の、当調査会が要請した調査内容の記録文書。 2.上記聞き取り調査に関して帯広市教育委員会が回答した記録文書。 3.本件に関して当時当会が関係者に調査改善を請うていた一切の公文書。	令和3年から同4年まで、行政調査会北海道本部から帯広市教育委員会学校教育指導課に対し調査していた経過の次の文書。 1.平成14年頃発生した帯広市立〇〇小学校〇年〇組に在籍する〇〇〇〇に、〇〇〇〇〇が憲法で保障された何人も平等に教育を受け権利を自己都合で長期間に及び阻害し、前記児童及び保護者に対し精神的苦痛並びに永年にわたる経済的損失を与えた事実の、当調査会が要請した調査内容の記録文書。 2.上記聞き取り調査に関して帯広市教育委員会が回答した記録文書。 3.本件に関して当時当会が関係者に調査改善を請うていた一切の公文書。	①個人時の氏名、年齢、性別、住所 ②本件に関して当時当会が関係者に調査改善を要請していた一切の公文書	20	教育委員会	学校教育部 校指導室 学校教育指導課		
48	R4.3.22 R4.3.28	R4.3.28	7	法人	市外	固定資産税路線価選定のための不動産鑑定書 標準宅地番号 (II-003) 令和3年分	固定資産税路線価選定のための不動産鑑定書 標準宅地番号 (II-003) 令和3年分	①不動産鑑定士の署名及び印影 ②不動産鑑定事業者の社印 ③取引事例に関する情報(地籍、取引時点)	40	市長	政策推進部 税務室 資産税課		
49	R4.3.28 R4.4.4	R4.4.4	8	個人	市内	十勝毎日新聞 (2021年2月3日付) の報道によると「帯広市に中国人が大量に流入し生活保護を受けている」など、事実と異なる情報がSNSなどで拡散されたことを受け誤情報を否定する公式見解をホームページに発表した。当該事案について以下のことがわかる資料の開示を求める。 1. 2020年以降、当該事案(外国人の生活保護受給等)に関わる問い合わせの件数、内容及び問い合わせに対する市の回答のいずれがわかるもの 2. 当該事案に関わる公式見解を帯広市のホームページに掲載するに至った経緯、決裁がわかるいずれの文書	十勝毎日新聞 (2021年2月3日付) の報道によると「帯広市に中国人が大量に流入し生活保護を受けている」など、事実と異なる情報がSNSなどで拡散されたことを受け誤情報を否定する公式見解をホームページに発表した。当該事案について以下のことがわかる資料の開示を求める。 1. 2020年以降、当該事案(外国人の生活保護受給等)に関わる問い合わせの件数、内容及び問い合わせに対する市の回答のいずれがわかるもの 2. 当該事案に関わる公式見解を帯広市のホームページに掲載するに至った経緯、決裁がわかるいずれの文書	個人時の氏名、年齢、性別、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス	50	市長	市民福祉部 生活支援室 生活支援第1課		電子申請

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名 称又は内容		決定の内容 (非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用 (円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
50	R4. 3. 28			個人	市内	生活保護第78条における「不正受給」について以下のことがわかる情報の開示を求め 1. 令和3年度の不正受給とされた件数、世帯の特性、不正受給とされた事由のいっさいがわかるもの 2. 令和3年度に不正受給と認定された世帯の面談、訪問記録のいっさいがわかるもの 3. 不正受給と認定された世帯の返還額及び返還計画のいっさいがわかるもの	生活保護第78条における「不正受給」について以下のことがわかる情報の開示を求め 1. 令和3年度の不正受給とされた件数、世帯の特性、不正受給とされた事由のいっさいがわかるもの 2. 令和3年度に不正受給と認定された世帯の面談、訪問記録のいっさいがわかるもの 3. 不正受給と認定された世帯の返還額及び返還計画のいっさいがわかるもの				市長	市民福祉部生活支援室生活支援第2課	電子申請 ※令和4年3月29日電話にて取り下げ
51	R4. 3. 28			個人	市内	令和3年度の保護開始世帯における扶養照会の現状がわかる資料の開示を求め 1. 令和3年度、保護開始世帯のうち扶養照会行っていないとの申し出があった世帯の類型、件数及び面談の記録がわかるもの 2. 扶養照会を行っていないと申し出があった世帯のうち、照会を行わなかった事由及び照会を行わなかったという決定に至った経緯がわかるいっさいの文書	令和3年度の保護開始世帯における扶養照会の現状がわかる資料の開示を求め 1. 令和3年度、保護開始世帯のうち扶養照会行っていないとの申し出があった世帯の類型、件数及び面談の記録がわかるもの 2. 扶養照会を行っていないと申し出があった世帯のうち、照会を行わなかった事由及び照会を行わなかったという決定に至った経緯がわかるいっさいの文書				市長	市民福祉部生活支援室生活支援第2課	電子申請 ※令和4年3月29日電話にて取り下げ
52	R4. 3. 28	R4. 4. 11	15	個人	市内	本庁舎、図書館、とかちプラザ、児童会館において、令和3年度に発生した性被害や性に関する迷惑行為などの不審者事案に係る報告件数、及び内容がわかるもの	本庁舎、図書館、とかちプラザ、児童会館において、令和3年度に発生した性被害や性に関する迷惑行為などの不審者事案に係る報告件数、及び内容がわかるもの	非開示(不存 在)			市長	総務部総務室 総務課	電子申請

Ⅵ 令和3年度個人情報開示請求内容一覧

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
1	R3.5.18	R3.6.1	15	本人	市内	私(〇〇〇〇)が、令和3年5月17日御庁総務課行政係において、観光交流課課長補佐にオビたびについて相談した内容のうち、「所定の手續」と話をした内容に関する全ての個人情報の開示	非開示(個人情報不存在)			市長	経済部 観光交流室 観光交流課		
2	R3.7.6	R3.7.20	15	法定代理人(成年被後見人)	市内	01.〇〇〇〇に対する平成28年7月1日以降令和3年6月30日までの市道民税延滞にかかわる交渉記録(日時、交渉手段(電話・面談・訪問等)、その内容)の全部 02.上記にかかわる文書等の発信記録、発信方法等の全部	一部開示(他の個人情報 17条②)	籍柄、勤務先の従業員の氏名及び所属	30	市長	政策推進部 税務室収納課		
3-1	R3.8.3	R3.8.16	14	本人	市内	私と私の子〇〇が子育て支援課に相談した日にち、相談内容、対応した職員がわかるもの	一部開示(他の個人情報 17条②)	氏名、生年月日	20	市長	市民福祉部 子ども福祉室 子育て支援課		
3-2	R3.8.3	R3.8.13	11	本人	市内	私と私の子〇〇が子ども課に相談した日にち、相談内容、対応した職員がわかるもの	全部開示		10	市長	市民福祉部 子ども福祉室 子ども課		
4	R3.12.13	R3.12.17	5	本人	市内	私の印鑑登録証明書の発行履歴(発行日)がわかるもの(令和3年6月1日から令和3年12月13日のもの)	全部開示		10	市長	総務部 総務室 戸籍住民課		
5	R4.1.13	R4.1.21	9	本人	市内	〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇の住民票の発行履歴がわかるもの 令和3年8月27日から令和4年1月13日まで	全部開示		20	市長	総務部 総務室 戸籍住民課		

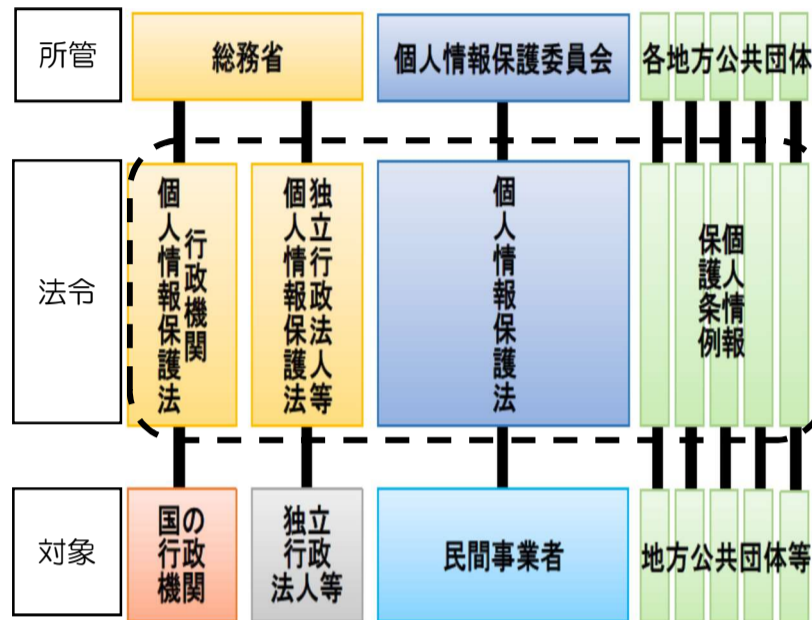
V 令和3年度情報提供による公文書複写一覧

No.	受付日	決定日	複写した公文書の名称又はは内容	費用 (円)	担当部課	備考
1	R3.11.17	R3.11.17	帯広市西1条南12丁目2番地のほくでん地上機器の設置に関して、設置場所の検討から設置に至るまでの間、帯広駅前東商店会協同組合発起人及び理事会が協議した日時及び内容、並びに、市と上記発起人及び理事会との間で協議した日時及び内容がわかるもの	200	経済部商業労働室 商業労働課	令和3年11月10日付、帯商労第706号の公文書一部開示決定について、請求者から先のGD-Rによる交付に加え、紙媒体での交付希望があったもの

1. 何が変わるのか

- 法律に基づき個人情報保護制度を運用することとなる（これまでは条例）。
 - ・ 法改正により、各法令及び条例が一本化される。

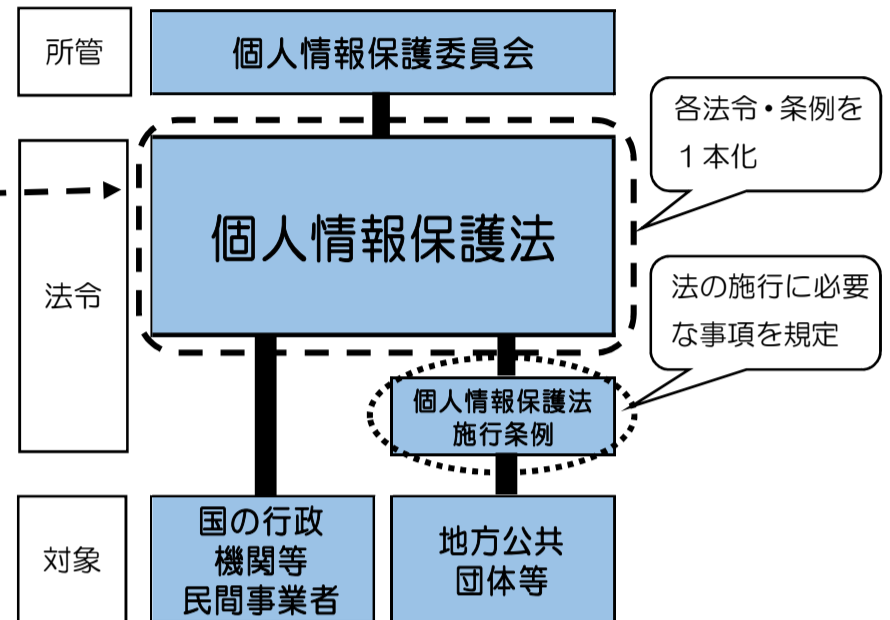
【現在】



現在の個人情報保護制度

- 個人情報の取扱いなど具体的なルールは、
 - ・ 民間部門：個人情報保護法
 - ・ 国の行政機関：行政機関個人情報保護法（行個法）
 - ・ 独立行政法人：独立行政法人個人情報保護法（独個法）
 - ・ 地方公共団体：個人情報保護条例
とそれぞれの法律や条例に定められている。

【令和5年度～】



改正後の個人情報保護制度（令和5年4月1日～）

- 個人情報保護法、行個法、独個法及び各自治体の条例が1つの法律に統合
⇒ 地方公共団体についても、法に基づき全国的な共通ルールが適用される。
- 現行の個人情報保護条例は廃止
- 各自治体では、法の施行のために必要な事項を条例に規定（手数料、開示決定期限など）

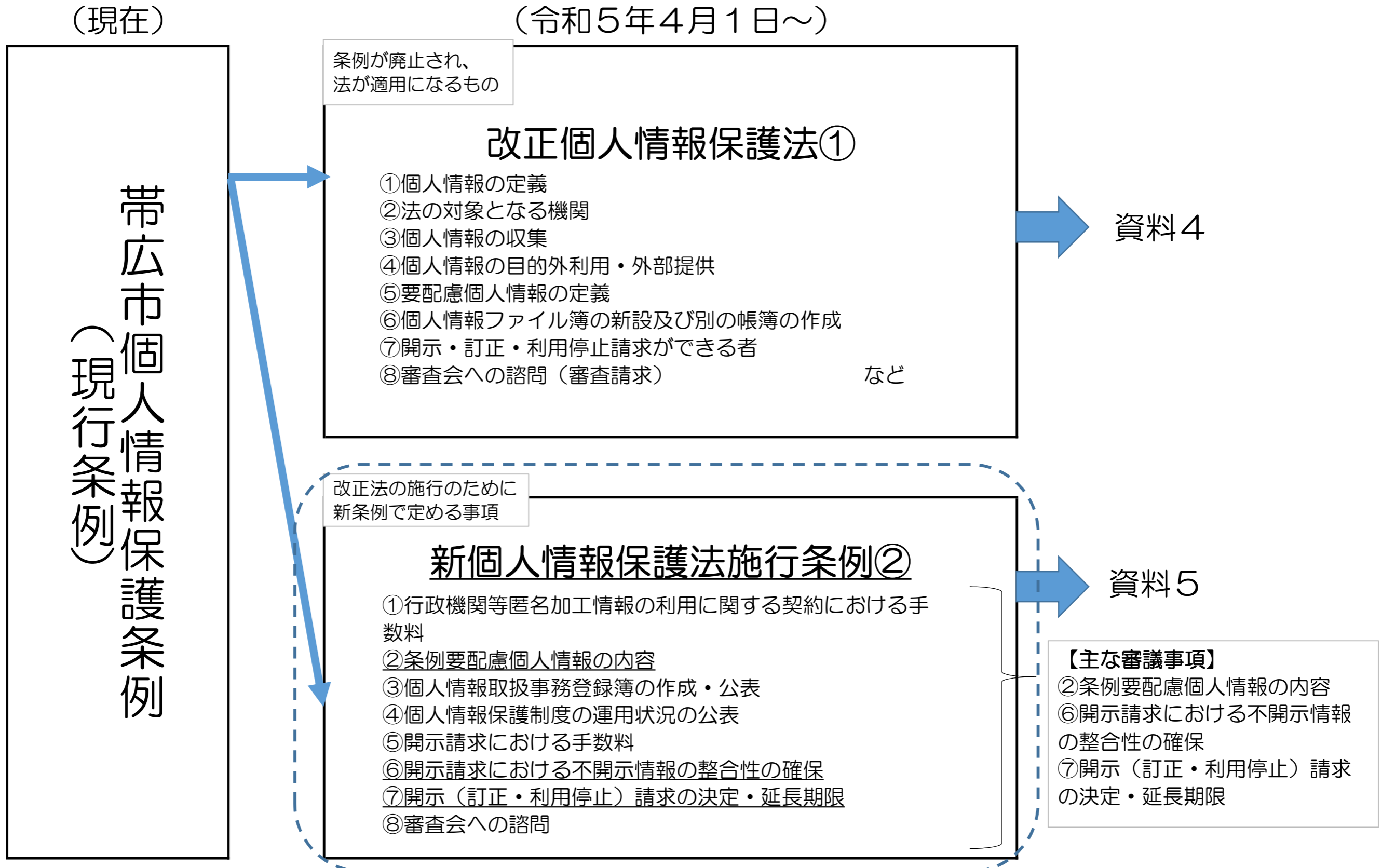
2. なぜ変わるのか

- デジタル社会形成に関する施策を実施するため、関係法律について、所要の整備がされる。
 - ・ 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ・ 個人情報保護に関する国際的な制度調和と国内の成長戦略への整合

3. 法改正の主な流れ

時期	内容
平成31年 ～ 令和2年	個人情報保護制度の見直しに向けた検討（国）
令和3年	2月 個人情報保護制度の一元化等を内容とする「デジタル社会形成整備法案」国会提出
	5月 「デジタル社会形成整備法」成立・公布
令和4年	4月 「改正個人情報保護法」施行（国の行政機関・独立行政法人等に係る部分）
令和5年	4月 「改正個人情報保護法」施行（地方公共団体等に係る部分）、「 <u>法施行条例</u> 」施行

【現行条例から改正法・新条例に移行する事項】



現行条例から改正法に移行した主な事項及び主な変更点（改正法①）

資料4

項目		現行条例	改正個人情報保護法	主な変更点
法律に基づき運用するもの（主な変更点）	基本的なルール	①個人情報の定義 ○ガイドライン P13[4-2-1]	○個人情報（第2条第1項） ・生存する個人に関する情報であって～ ⇒ 死者の情報が対象外となる。	○法の規定が適用 ○実質的な取扱いは変わらない。 ⇒ 死者に関する情報が、その遺族に関する情報として整理できる場合には、「生存する個人に関する情報」として保護の対象となる。 (例) ・死者である被相続人から相続した財産に関する情報 など
		②法の対象となる機関 ○ガイドライン P2[2]	○実施機関（第2条第2号） ・市長、公営企業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 ○行政機関等（第2条第11項） ・国の行政機関、地方公共団体の機関（議会を除く。）、独立行政法人等、地方独立行政法人 ⇒ 立法機関である国会等が保護法の対象となっていないことと整合を図り、地方公共団体の立法機関を担う議会においても、自律的な対応をするため。	○法の規定が適用 ○地方議会は保護法が適用されないため、独自に条例を定める必要がある。
		③個人情報の収集 ○ガイドライン P20[5-1]	○収集の制限（第7条） ・（原則）本人から収集しなければならない。 ・（例外）法令等の規定に基づくときなど ○個人情報の保有の制限等（第61条） ・法令の定める事務・業務の遂行に必要な場合に限り保有できる。 ⇒ 本人収集の原則がなくなる。	○法の規定が適用 ○保護法では、個人情報の保有が限定されており、保護法の規律全体で見た場合には個人情報保有に係る保護水準が維持されている。

現行条例から改正法に移行した主な事項及び主な変更点（改正法①）

項目		現行条例	改正個人情報保護法	主な変更点	
法律に基づき運用するもの（主な変更点）	基本的なルール	④個人情報の目的外利用・外部提供 ○ガイドライン P28[5-5]	○利用及び提供の制限（第69条） ・例外規定から審査会の規定がなくなり、新たに「内部利用の場合等で相当の理由があるとき」や「特別の理由があるとき」が設けられる。	○法の規定が適用 ○保護委員会が「内部利用の場合等で相当の理由があるとき」及び「その他特別の理由があるとき」の全国一律の基準を設けるため、当該基準に従い、運用することとなる。	
		⑤要配慮個人情報の定義 ○ガイドライン P15[4-2-5]	○定義規定なし ・以下について、収集を原則禁止とする規定あり（第7条第5項） ・思想、信条及び信教に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（犯罪歴、病歴、人種、民族及び門地等） （例外） 法令等に定めがあるとき等は収集可	○要配慮個人情報（第2条第3項） ・本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報 ⇒ 定義規定のみとなり、当該情報の収集を原則禁止とする規定はなくなる。	○法の規定が適用 ○取扱いに影響なし ⇒ 保護法では、個人情報全般の保有について、法令等に定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定 条例においても、法令等に定めがあるときは、当該個人情報を収集可能
		⑥個人情報ファイル簿の新設及び別の帳簿の作成 ○ガイドライン P39[6-2]	○個人情報取扱事務登録簿の作成・公表（第6条）	○個人情報ファイル簿を作成・公表（第75条第1項）【義務】 ○別の帳簿の作成・公表（第75条第5項）【任意】	○法の規定が適用 ○新たに個人情報ファイル簿を作成する必要がある。 ⇒ 別の帳簿の作成・公表については、資料5で検討

現行条例から改正法に移行した主な事項及び主な変更点（改正法①）

項目		現行条例	改正個人情報保護法	主な変更点
法律に基づき運用するもの（主な変更点）	開示請求等のルール	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての個人情報（第16条） ⇒ 本人、法定代理人 ○特定個人情報（マイナンバー） ⇒ 本人、法定代理人、<u>任意代理人</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての個人情報（第76条） ⇒ 本人、法定代理人、<u>任意代理人</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○法の規定が適用 ○全ての個人情報について、任意代理人による請求が可能になる。 ⇒ 政令や保護委員会により示される基準に従い、適切に運用する。 (本人確認の方法など)
	審査会のルール	<ul style="list-style-type: none"> ⑧審査会への諮問 	<ul style="list-style-type: none"> ○審査会への諮問（第44条第1項） <ul style="list-style-type: none"> ・開示決定等～又は開示請求～に係る不作為について行政不服審査法～による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は～速やかに帯広市情報審査会に諮問し、その答申を尊重して当該裁決をしなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○審査会への諮問（第105条） <ul style="list-style-type: none"> ・開示決定等～又は開示請求～に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は～、<u>行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関</u>に諮問しなければならない。

新条例の制定に係る主な論点（新条例②）

項目	用語説明	現行条例	改正個人情報保護法
条例で規定することができるもの（審議事項） 基本的なルール	<p>○行政機関等匿名加工情報制度とは？ ⇒ <u>個人情報</u>を加工し、<u>個人を識別できなくしたデータ</u>を希望する民間事業者へ提供する制度</p> <p>【審議事項①】 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（任意で規定）</p> <p>○ガイドライン P17[4-2-9] P62[8]</p>	<p>○規定なし</p>	<p>○匿名加工情報手数料（第119条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める額を標準として定める。 ・21,000円（1提案） ・作成に要する時間に応じた額（3,950円/時間） ・作成を外部委託した場合の手数料
	<p>○「条例要配慮個人情報」とは？ ⇒ 地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するものとして、「要配慮個人情報」とは別に条例で定めることができることとされたもの</p> <p>【審議事項②】 条例要配慮個人情報の内容（任意で規定）</p> <p>○ガイドライン P16[4-2-6]</p>	<p>○規定なし</p> <p>※「要配慮個人情報」とは？ ⇒ <u>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実</u>その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報</p>	<p>○条例要配慮個人情報（第60条第5項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、<u>地域の特性その他の事情に応じて</u>、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

新条例の制定に係る主な論点（新条例②）

資料5

項目	用語説明	現行条例	改正個人情報保護法	
条例で規定することができるもの（審議事項）	基本的なルール	○個人情報取扱事務登録簿とは？（資料9） ⇒ 個人情報を取り扱う事務ごとに、①事務の名称、②目的、③記録項目、④収集、利用の方法、などを記載し、公表する帳簿 ※全ての事務について作成が必要	○個人情報取扱事務登録簿（第6条） ・個人情報取扱事務登録簿を作成、公表（全ての個人情報取扱事務）	
	【審議事項③】 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表（任意で規定） ○ガイドライン P39[6-2]	○個人情報ファイル簿とは？ ⇒ システムや名簿ごとに、①ファイルの名称、②利用目的、記録項目、④収集方法、⑤要配慮個人情報が含まれている場合にはその旨、などを記載し、公表する帳簿 ※1年未満に消去するもの、本人の数が1,000人未満のものは作成不要	○制度の運用状況の公表（第52条） ・市長は、毎年各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。	【義務】 ○個人情報ファイル簿を作成・公表（第75条第1項） ・（本人の数が1,000人以上のファイル） 【任意】 ○別の帳簿の作成・公表（第75条第5項）
	【審議事項④】 個人情報保護制度の運用状況の公表（任意で規定） ○ガイドライン P72[10-3]			○施行の状況の公表（第165条） ・委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。 ・委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
開示請求等のルール	○個人情報の開示請求とは？ ⇒ 市等が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる制度 【審議事項⑤】 開示請求における手数料（規定義務） ○ガイドライン P52[7-1-13]	○開示請求の手数料とは？ ⇒ 開示請求をする際に、請求者が支払う手数料	○手数料の徴収はなし ⇒ 写しの作成・送付に要する費用を徴収（第29条）	○地方公共団体の機関に対し、開示請求をする者は、条例に定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない（第89条第2項）。

新条例の制定に係る主な論点（新条例②）

項目	用語説明	現行条例	改正個人情報保護法
条例で規定することができるもの（審議事項）	開示請求等のルール		
	<p>【審議事項⑥】 開示請求における不開示情報の整合性の確保 （任意で規定）</p> <p>○ガイドライン P44[7-1-4]</p>	<p>○非開示情報（第17条）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)本人の利益を害する情報 (2)第三者の個人情報 (3)法人情報 (4)公共安全情報 (5)審議検討情報 (6)事務事業執行情報 	<p>○不開示情報（第78条）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)本人の利益を害する情報 (2)第三者の個人情報 (3)法人情報 (4)国の安全に関する情報（適用除外） (5)公共の安全等に関する情報（適用除外） (6)審議、検討等に関する情報 (7)事務又は事業に関する情報 <p>⇒(4)、(5)が「事務又は事業に関する情報」に集約</p>
<p>【審議事項⑦】 開示請求の決定・延長期限 （任意で規定）</p> <p>○ガイドライン P48[7-1-8] P61[7-6]</p>	<p>○個人情報の開示請求とは？ ⇒ 市等が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる制度</p>	<p>○決定期限（第22条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求があった日から起算して15日以内 <p>○通常の延長（第22条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・+15日以内で延長 <p>○特例延長（第23条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相当部分の開示決定 ⇒ 30日以内 ・残りの部分 ⇒ 相当の期間内 	<p>○決定期限（第83条、第108条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求があった日から30日以内 <p>○通常の延長（第83条、第108条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・+30日以内で延長 <p>○特例延長（第84条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相当部分の開示決定 ⇒ 60日以内 ・残りの部分 ⇒ 相当の期間内

新条例の制定に係る主な論点（新条例②）

項目	用語説明	現行条例	改正個人情報保護法
条例で規定するじよがとるもの（審議事項）	開示請求等のルール	○訂正請求とは？ ⇒ 開示を受けた個人情報に誤りがある場合に、その訂正を請求することができる制度 ○利用停止請求とは？ ⇒ 開示を受けた個人情報について、その利用停止を請求することができる制度	○決定期限（第108条） ・請求があった日から30日以内 ○延長期限 ・+30日以内で延長 ○特例延長 ・相当期間
	【審議事項⑦】 訂正請求・利用停止請求の決定・延長期限（任意で規定） ○ガイドライン P54[7-2-6] P58[7-3-6] P61[7-6]	○決定期限 ・請求があった日から起算して15日以内 ○通常の延長 ・+15日以内で延長 ○特例延長 ・相当期間	○設置等（情報公開条例第22条第2項） ・審査会は～、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関からの求めに応じて調査審議するほか、実施機関に対し意見を具申することができる。

【審議事項①】 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

○：条例に規定する
 ー：条例に規定しない
 △：検討中

資料6

論点	検討の方向性（案）	他自治体の検討状況		審査会の結論
		北海道	札幌市	
<p>（審議事項） 行政機関等匿名加工情報制度の導入について、法の規定（任意）に合わせるか</p> <p>○行政機関等匿名加工情報制度とは？ ⇒ 個人情報加工し、個人を識別できなくしたデータを希望する民間事業者へ提供する制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国 ⇒ 既に実施 ・都道府県、政令指定都市 ⇒ 義務（R5.4～） ・<u>その他の市町村</u> ⇒ <u>任意（R5.4～）</u> <p>○導入の目的 ⇒ データを活用することで、新たな産業の創出などを図る。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者：ペット用品を販売する民間事業者 ・欲しいデータ：犬の登録を行う際のデータ <ul style="list-style-type: none"> 〔・どの地域でどの犬種が飼われているか ・どのような飼い主がどの犬種を飼っているか など ⇒ 分析結果をもとに、利用者のニーズに沿った出店や商品を揃えることができる。 <p>※行政機関匿名加工情報制度を導入する場合、当該情報の活用を希望する業者と契約を締結する際に、当該業者は、実費を勘案して政令で定める額を標準として<u>条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u></p>	<p>○今回は導入を見送り、今後検討することとする（現行の取扱いのとおり。）。</p> <p>⇒ 今後、制度を導入した自治体の動向を確認しながら、本市での導入に向けて検討を進める。</p>	<p>○行政機関等匿名加工情報制度を導入する（手数料を規定する。）。</p> <p>⇒ 改正法では、施行条例において手数料に関する規定を設けることとされていることから、規定を設ける。</p>	<p>○行政機関等匿名加工情報制度を導入する（手数料を規定する。）。</p> <p>⇒ 政令で定める額と異なる額を定める特段の理由はないため、政令のとおり額を施行条例で規定する。</p>	<p>本制度を 導入する・導入しない （その他）</p>

【審議事項②】 条例要配慮個人情報の内容

○：条例に規定する
 ー：条例に規定しない
 △：検討中

資料6

論点	検討の方向性（案）	他自治体の検討状況		審査会の結論
		北海道	札幌市	
<p>（審議事項） 「要配慮個人情報」とは別に「条例要配慮個人情報」を定めるか否か ※要配慮個人情報 ⇒ 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報</p> <p>○「条例要配慮個人情報」とは？ ⇒ 地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するものとして、「要配慮個人情報」とは別に条例で定めることができることとされたもの</p> <p>○規定の目的 ⇒ 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして定めるため ⇒ その取扱いは配慮されるべきであることが明示される。</p> <p>（例：保護委員会が想定する条例要配慮個人情報） ① LGBTに関する事項 ② 生活保護の受給 ③ 一定の地域の出身である事実</p>	<p>○追加規定は設けない（現行の取扱いのとおり。）。</p>	<p>○規定を設けない。</p>	<p>○規定を設けない ⇒ 要配慮個人情報に限らず個人情報全般の保有について法令等に定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定され、不正な手段による取得も禁止されている。 <u>条例要配慮個人情報を定めたとしても、個人情報ファイル簿に条例要配慮個人情報を保有している旨が明記されるだけであり、保有や提供などの具体的な取扱いが変わることはない。</u> 特別に条例要配慮個人情報の保有を制限する規定を設けることはできない。 したがって、現時点で条例要配慮個人情報は規定せず、<u>今後の本市の施策や社会状況の変化を踏まえて、必要性があれば再度検討する。</u></p>	<p>追加規定を 設ける・設けない （その他）</p>

【審議事項③】 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表

○：条例に規定する
 ー：条例に規定しない
 △：検討中

資料6

論点	検討の方向性（案）	他自治体の検討状況		審査会の結論
		北海道	札幌市	
<p>（審議事項） 個人情報の取扱い人数等に関わらず、個人情報ファイル簿を作成する（個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）は廃止）。</p> <p>○個人情報ファイル簿とは？ ⇒ システムや名簿ごとに、①ファイルの名称、②利用目的、記録項目、④収集方法、⑤要配慮個人情報が含まれている場合にはその旨、などを記載し、公表する帳簿 ※1年未満に消去するもの、本人の数が1,000人未満のものは作成不要</p> <p>○登録簿とは？ ⇒ 個人情報を取り扱う事務ごとに、①事務の名称、②目的、③記録項目、④収集、利用の方法、などを記載し、公表する帳簿 ※全ての事務について作成が必要</p> <p>○作成・公表の目的 （共通） ・ 個人情報を取り扱う事務（システム）について、その目的、個人情報の対象者の範囲、記録項目、収集先等を明らかにすることにより、市民等が個人情報の取扱い状況を確認することができるようにするもの（個人情報ファイル簿） ・ 行政機関等匿名加工情報の利活用に向け、地方公共団体等が保有している個人情報ファイルを整理し、公表するもの</p>	<p>○個人情報の取扱い人数等に関わらず、個人情報ファイル簿を作成する（登録簿は廃止）。 ⇒ 個人情報ファイル簿と登録簿では、記載すべき項目はほとんど同じであり、個人情報の取扱い人数に関わらず個人情報ファイル簿を作成・公表することで、登録簿作成・公表の目的を引き続き達成できるものと考え。</p>	<p>○引き続き登録簿を作成する（1,000人未満の事務に限る。） ⇒ 改正法では、対象人数が1,000人以上の事務についてはファイル簿の作成が義務付けられているものの、対象人数が1,000人を下回る場合はファイル簿の作成は要さないこととなり、道の個人情報取扱事務の全てを把握することができなくなる。 この状況を避けるため、対象人数が1,000人を下回る事務について、改正法第75条第5項の規定により作成が許容されている登録簿を作成する取扱いとする。</p>	<p>○人数、期間に関わらず個人情報ファイル簿を作成する。 ⇒ 1000人以上、1年以上の個人情報ファイル簿（単票）は保護法に基づきホームページで公表する。 1000人未満、1年未満の個人情報ファイル簿（単票）は施行条例には規定しないが閲覧に供することとする。 <u>個人情報ファイル簿と事務届出書では、記載すべき項目はほとんど同じであり、両方とも作成することは不要</u></p>	<p>本人の数が1,000人未満のものについて、個人情報ファイル簿を 作成する・作成しない （その他）</p>

【審議事項④】個人情報保護制度の運用状況の公表

○：条例に規定する
 —：条例に規定しない
 △：検討中

資料6

論点	検討の方向性（案）	他自治体の検討状況		審査会の結論
		北海道	札幌市	
<p>（審議事項） 個人情報保護制度の運用状況について、今後も公表することとするか否か</p> <p>（これまで） ○保護条例（第52条） ・市長が年1回個人情報保護制度の運用状況を公表</p> <p>（これから） ○保護法（第165条） ・国の個人情報保護委員会が全国の地方公共団体等へ運用状況の報告を求め、その概要を公表</p>	<p>○運用状況を公表する（現行の取扱いのとおり。）。</p> <p>⇒ 国の個人情報保護委員会への報告とは別に、市民への説明責任を果たすため、これまでと同様に、市長が年1回運用状況を公表（廃止する保護条例に代えて施行条例に規定）</p>	<p>○運用状況を公表する。</p> <p>⇒ 改正法施行後も、現行条例における取扱いと同様、実施機関等の運用状況について知事が把握し、公表する取扱いを継続することが適当である。</p>	<p>○運用状況を公表する。</p> <p>⇒ 国の個人情報保護委員会への報告とは別に、市民への説明責任を果たすため、これまでと同様に、市長が年1回運用状況を公表（廃止する保護条例に代えて施行条例に規定）。</p>	<p>今後も運用状況を公表する・公表しない</p> <p>（その他）</p>

【審議事項⑤】 開示請求における手数料

○：条例に規定する
 ー：条例に規定しない
 △：検討中

資料6

論点	検討の方向性（案）	他自治体の検討状況		審査会の結論																						
		北海道	札幌市																							
<p>（審議事項） 開示請求の際に請求者から手数料を徴収するか</p> <p>○開示請求の手数料とは？ ⇒ 開示請求をする際に、請求者が支払う手数料</p> <p>（これまで） ○費用の負担（条例第29条） ・文書又は図画の写しの交付その他規則で定める開示の方法により開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示に要する費用を負担しなければならない。 ⇒ 手数料は徴収していない。</p> <p>（これから） ○手数料（法第89条第2項） ・地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。 ※ 法は手数料の納付義務を定めているが、手数料を徴しない旨の規定を設けることも可能である。</p>	<p>○手数料は徴収しない（実費のみの徴収。現行の取扱いのとおり。）。 ⇒ 従来から開示請求時に手数料を徴収しておらず、今後も写しの交付に係る費用を請求者の実費負担とし、手数料は徴収しないこととする。</p>	<p>○手数料を徴収する（現行条例に規定する開示の実施に係る費用を手数料として規定する。）。 ・現行条例において、開示請求をする者は手数料を納付していない。 ⇒ 開示の実施に係る費用として写しの交付に係る費用を負担している。 ・国と同様の手数料とした場合、行政サービスの後退との批判につながりかねない。</p>	<p>○手数料は徴収しない（現行どおり。）。 ・従来の取扱いと同様に手数料は徴収しないこととする。 ⇒ 写しの作成・送付に要する額を徴収する旨を条例で規定する。</p>	<p>手数料を徴収する・徴収しない（その他）</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>手数料</th> <th>写しの交付の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①市条例</td> <td>・なし ⇒ 条例で規定可能</td> <td>写しの作成・送付に要する費用</td> </tr> <tr> <td>②保護法（国の行政機関）</td> <td>・オンライン請求：200円 ・それ以外の請求：300円</td> <td>写しの送付に要する費用</td> </tr> </tbody> </table>		手数料	写しの交付の額	①市条例	・なし ⇒ 条例で規定可能	写しの作成・送付に要する費用	②保護法（国の行政機関）	・オンライン請求：200円 ・それ以外の請求：300円	写しの送付に要する費用	<p>【写しの交付費用：現在】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">複写機による普通紙を用いた写し</td> <td>A3判まで</td> <td>モノクロ 一面につき 10円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>カラー 一面につき 20円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A3判を超える規格</td> <td>作成に要した費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電磁的記録の光ディスクを用いた写し</td> <td>CD-R</td> <td>1枚につき 50円</td> </tr> <tr> <td>DVD-R</td> <td>1枚につき 70円</td> </tr> </tbody> </table>	複写機による普通紙を用いた写し	A3判まで	モノクロ 一面につき 10円		カラー 一面につき 20円		A3判を超える規格	作成に要した費用	電磁的記録の光ディスクを用いた写し	CD-R	1枚につき 50円	DVD-R	1枚につき 70円			
	手数料	写しの交付の額																								
①市条例	・なし ⇒ 条例で規定可能	写しの作成・送付に要する費用																								
②保護法（国の行政機関）	・オンライン請求：200円 ・それ以外の請求：300円	写しの送付に要する費用																								
複写機による普通紙を用いた写し	A3判まで	モノクロ 一面につき 10円																								
		カラー 一面につき 20円																								
	A3判を超える規格	作成に要した費用																								
電磁的記録の光ディスクを用いた写し	CD-R	1枚につき 50円																								
	DVD-R	1枚につき 70円																								

【審議事項⑥-1】 開示請求における不開示情報の範囲の整合性の確保（公務員等の氏名）
 （情報公開条例との整合性をとるため、新条例に規定するもの）

○：条例に規定する
 一：条例に規定しない
 △：検討中

現個人情報保護条例	改正個人情報保護法	市における今後の 取扱いの考え方	他自治体の検討状況		審査会の結論
			北海道	札幌市	
<p>○公務員の氏名の明示規定あり ⇒ 第17条第2号ウの規定により開示</p> <p>○参考 （個人情報の開示義務） 第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報～のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者以外の個人に関する情報～であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの～又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ウ 当該個人が公務員等～である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>○公務員の氏名の明示規定なし ⇒ 「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」として開示することとしている（第78条第2号ア）。</p> <p>○参考 （保有個人情報の開示義務） 第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報～のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報～であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの～若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ウ 当該個人が公務員等～である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>○新条例に明示規定を設ける（開示） ⇒ 情報公開条例と規定の整合性をとり、引き続きこれまでと同様の取扱いとする。</p> <p>○参考（帯広市情報公開条例） （公文書の開示義務） 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報～であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ウ 当該個人が公務員等～である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>○規定は設けない（開示） ⇒ これまでも明示規定はなかったが、運用により開示している。</p>	<p>○新条例に規定を設ける（開示） ⇒ 情報公開条例と規定の整合性をとり、引き続きこれまでと同様の取扱いとする。</p>	<p>公務員の氏名を開示する・しない （その他）</p>

【審議事項⑥-2】 開示請求における不開示情報の範囲の整合性の確保（公共安全情報）
 （新法との整合性をとるため、情報公開条例を改正するもの）

○非開示情報（第17条）	○不開示情報（第78条）
(1)本人の利益を害する情報 (2)第三者の個人情報 (3)法人情報 (4)公共安全情報 (5)審議検討情報 (6)事務事業執行情報	(1)本人の利益を害する情報 (2)第三者の個人情報 (3)法人情報 (4)国の安全に関する情報（適用除外） (5)公共の安全等に関する情報（適用除外） (6)事務又は事業に関する情報 ⇒(4)、(5)が「事務又は事業に関する情報」に集約

（新法制定に伴う整理）

- ・国・都道府県 ⇒ これまでどおり、「公共安全情報」として規定
- ・市町村 ⇒ （規定の内容は変わらないが）
「事務又は事業に関する情報」の一部として、「公共安全情報」を規定



情報のとらえ方を区分して、
整理がなされたもの
（実質的に内容に変更なし）

○：条例に規定する
—：条例に規定しない
△：検討中

個人情報		情報公開		他自治体の検討状況		審査会の結論
現条例	新法	現条例	新条例	北海道	札幌市	
○第17条第4号（公共安全情報） 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報	○第78条第5号（公共安全情報） （国、都道府県） 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報 ○第78条第7号ロ（事務又は事業に関する情報） （市町村） 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ	○第7条第3号（公共安全情報） 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法7号ロと対照）	○第7条第5号（事務事業執行情報） 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの ⇒「次に掲げるおそれ」として新法の規定を追加	○検討中 △	○新法のとおり規定 ●	新法との整合性をとる・とらない （その他）

【審議事項⑥－3】 開示請求における不開示情報の範囲の整合性の確保（国の安全等に関する情報）
 （新法との整合性をとるため、情報公開条例を改正するもの）

○非開示情報（第17条）	○不開示情報（第78条）
(1)本人の利益を害する情報 (2)第三者の個人情報 (3)法人情報 (4)公共安全情報 (5)審議検討情報 (6)事務事業執行情報	(1)本人の利益を害する情報 (2)第三者の個人情報 (3)法人情報 (4)国の安全に関する情報（適用除外） (5)公共の安全等に関する情報（適用除外） (6)審議、検討等に関する情報 (7)事務又は事業に関する情報 ⇒(4)、(5)が「事務又は事業に関する情報」に集約

（新法制定に伴う整理）

- ・国 ⇒ これまでどおり、「国の安全等に関する情報」として規定
- ・都道府県・市町村 ⇒ 新たに「事務又は事業に関する情報」の一部として、「国の安全等に関する情報」を規定



情報のとらえ方を区分して、
整理がなされたもの
（実質的に内容に変更なし）

○：条例に規定する
—：条例に規定しない
△：検討中

個人情報		情報公開		他自治体の検討状況		審査会の結論
現条例	新法	現条例	新条例	北海道	札幌市	
○規定なし	<p>○第78条第4号（国の安全等に関する情報）（国） 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>○第78条第7号イ（事務又は事業に関する情報） （都道府県、市町村） 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p>	○規定なし	<p>○第7条第5号（事務事業執行情報） 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの ⇒「次に掲げるおそれ」として新法の規定を追加</p>	○検討中 △	○新法のとおり規定 ●	新法との整合性をとる・とらない （その他）

【審議事項⑦】 開示請求の決定・延長期限 訂正請求・利用停止請求の決定・延長期限

○：条例に規定する
 ー：条例に規定しない
 △：検討中

資料6

項目	論点	検討の方向性（案）	他自治体の検討状況		審査会の結論												
			北海道	札幌市													
開示請求	<p>（審議事項） 開示請求の決定・延長期限について、現行の取扱いを維持するか、法の規定に合わせるか ※決定までの期間を保護法より長くすることは認められないが、条例により短くすることは可能。</p> <p>○個人情報の開示請求とは？ ⇒ 市等が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる制度</p> <p>○目的 ⇒ 市等が利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有していないか、市等が保有している個人情報が誤っていないかなど、個人情報が適切に取り扱われているか確認するための制度</p> <p>○保護法と現行条例の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保護法の期限</th> <th>現行保護条例の期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①原則</td> <td>30日以内（初日不算入）</td> <td>15日以内（初日算入）</td> </tr> <tr> <td>②通常延長</td> <td>①+30日=60日</td> <td>①+15日=30日</td> </tr> <tr> <td>③特例延長（相当部分の開示決定等）</td> <td>60日以内（初日不算入）</td> <td>30日以内（初日算入）</td> </tr> </tbody> </table> <p>・①の期間内に決定ができない場合 ⇒ ②の期間内で延長可能 ・②の期間内で決定できない場合 ⇒ ③の期間内で開示請求に係る一部分について開示決定を行い、残りの個人情報については、相当の期間内に開示決定を行う。</p>		保護法の期限	現行保護条例の期限	①原則	30日以内（初日不算入）	15日以内（初日算入）	②通常延長	①+30日=60日	①+15日=30日	③特例延長（相当部分の開示決定等）	60日以内（初日不算入）	30日以内（初日算入）	<p>○現行の取扱いを維持する。 ⇒ 過去5年間の運用実績において、期限までに開示決定ができなかった事例はなく、請求者の利益にもつなげるため、<u>現行の取扱いを維持する。</u></p> <p>（参考：特例延長の仕組み）</p> <p>①4/1 に開示請求があったが、請求に係る個人情報が著しく大量のため、通常延長の②の期限である 4/30 までに決定できない。 ②請求に対するすべての個人情報について開示決定が可能な時期（相当の期間）を見積もる ⇒ 7/1 までに決定できると判断 ③開示請求者には、①の期限内（4/15 まで）に 7/1 までに開示決定を行う旨を通知 ④③の期限である 30 日以内に（4/30 まで）に決定できる分（相当の部分）の決定を行う。 ⇒ 1 回目の決定 ⑤7/1 までに残りの部分の決定を行う。 ⇒ 2 回目の決定</p>	<p>○現行の取扱いを維持する。 ⇒ 現行条例では、開示決定等の期限について、開示請求のあった日から 14 日以内と規定しているところ、そのほとんどが 14 日以内に決定等を行うことができしており、改正法の規定に依った場合、行政サービスの後退との批判につながりかねず、他の都府県の多くが 14 日以内とする予定であることから、開示決定等の期限を開示請求のあった日から 14 日以内とする。</p>	<p>○現行の取扱いを維持する。 ⇒ 決定期限が短い方が開示請求者にとって望ましいため、現行保護条例と同様の取扱いをする旨を施行条例で規定する。</p>	<p>現行の取扱いを維持する・しない （その他）</p>
	保護法の期限	現行保護条例の期限															
①原則	30日以内（初日不算入）	15日以内（初日算入）															
②通常延長	①+30日=60日	①+15日=30日															
③特例延長（相当部分の開示決定等）	60日以内（初日不算入）	30日以内（初日算入）															

【審議事項⑦】 開示請求の決定・延長期限
訂正請求・利用停止請求の決定・延長期限

○：条例に規定する
—：条例に規定しない
△：検討中

資料6

項目	論点	検討の方向性（案）	他自治体の検討状況		審査会の結論												
			北海道	札幌市													
訂正請求・ 利用停止請求	<p>（審議事項） 訂正請求・利用停止請求の決定・延長期限について、現行の取扱いを維持するか、法の規定に合わせるか ※決定までの期間を保護法より長くすることは認められないが、条例により短くすることは可能。</p> <p>○訂正請求とは？ ⇒ 開示を受けた個人情報に誤りがある場合に、その訂正を請求することができる制度</p> <p>○利用停止請求とは？ ⇒ 開示を受けた個人情報について、その利用停止を請求することができる制度</p> <p>○制度の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訂正請求 ⇒ 不正確な個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為により、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するため ・利用停止請求 ⇒ 市等が個人情報を不適法に取得している場合など個人情報の不適正な取扱いが行われている場合に、その利用の停止を請求できる制度 	<p>○法の規定に合わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去本市において、訂正請求・利用停止請求ともに受け付けた実績はなし ・他自治体の運用状況 ⇒ 決定までに15日以上要している件がほとんど <p>○保護法と現行条例の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保護法の期限</th> <th>現行保護条例の期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⓐ原則</td> <td>30日以内（初日不算入）</td> <td>15日以内（初日算入）</td> </tr> <tr> <td>Ⓑ通常延長</td> <td>Ⓐ+30日=60日</td> <td>Ⓐ+15日=30日</td> </tr> <tr> <td>Ⓒ特例延長</td> <td>相当の期間内</td> <td>相当の期間内</td> </tr> </tbody> </table>		保護法の期限	現行保護条例の期限	Ⓐ原則	30日以内（初日不算入）	15日以内（初日算入）	Ⓑ通常延長	Ⓐ+30日=60日	Ⓐ+15日=30日	Ⓒ特例延長	相当の期間内	相当の期間内	○法の規定に合わせる。	○法の規定に合わせる。	法の規定にあわせる・あわせない （その他）
	保護法の期限	現行保護条例の期限															
Ⓐ原則	30日以内（初日不算入）	15日以内（初日算入）															
Ⓑ通常延長	Ⓐ+30日=60日	Ⓐ+15日=30日															
Ⓒ特例延長	相当の期間内	相当の期間内															

【審議事項⑧】 審査会への諮問

○：条例に規定する
 —：条例に規定しない
 △：検討中

資料6

論点	検討の方向性（案）	他自治体の検討状況		審査会の結論
		北海道	札幌市	
<p>（審議事項） 審査会の諮問事項について、規定を追加するか否か</p> <p>（これまで） ○情報公開条例（第22条第2項） ・審査会は～、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関からの求めに応じて調査審議するほか、実施機関に対し意見を具申することができる。</p> <p>（これから） ○保護法（第129条） ・施行条例に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に限定</p> <p>※個人情報保護委員会が想定する例 ・法施行条例の改正（法に委任規定があるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等から意見を聴取することが特に必要である場合 ・地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等から意見を聴取することが特に必要である場合</p>	<p>○規定を追加 ⇒ 「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に諮問できる旨を施行条例に規定する。</p>	<p>○規定を追加 ⇒ 改正法では、典型的に審査会の意見を聴くことを要件として条例で定めることは許容されおらず、より専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められる場合に限り、諮問することができる取扱いとする。</p>	<p>○規定を追加 ⇒ 「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に諮問する旨を施行条例に規定</p>	<p>規定を追加 する・しない （その他）</p>
<p>（参考） ○保護条例（第7条第2項第9号ほか） ・以下について審査会に意見を聴く場合に諮問可能 ⇒ ①本人以外からの収集、②思想・信条・宗教等の情報の収集、③目的外の利用・提供、④電子計算機処理の開始・変更、⑤電子計算機の結合による提供</p>	<p>・ 今後は、国が示す法の解釈に基づき、場合によっては国に助言を求めるなどして運用していくこととなる。</p>			

非開示条項比較表（改正個人情報保護法・個人情報保護条例・情報公開条例）

資料7

改正個人情報保護法	帯広市個人情報保護条例	帯広市情報公開条例	北海道情報公開条例	札幌市情報公開条例
<p>(保有個人情報の開示義務) 第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者(第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別する</p>	<p>(個人情報の開示義務) 第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者（第15条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該個人情報の本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別する</p>	<p>(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合す</p>	<p>(実施機関の開示義務) 第10条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。</p> <p>(1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別さ</p>	<p>(実施機関の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの</p>

非開示条項比較表（改正個人情報保護法・個人情報保護条例・情報公開条例）

資料7

改正個人情報保護法	帯広市個人情報保護条例	帯広市情報公開条例	北海道情報公開条例	札幌市情報公開条例
<p>ことができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年</p>	<p>ことができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公</p>	<p>ることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは他の条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等</p>	<p>れ得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの</p> <p>(公務員等の氏名は運用で開示)</p>	<p>を含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に係る情報（当該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合で、公にすることによ</p>

非開示条項比較表（改正個人情報保護法・個人情報保護条例・情報公開条例）

資料7

改正個人情報保護法	帯広市個人情報保護条例	帯広市情報公開条例	北海道情報公開条例	札幌市情報公開条例
<p>法律第二百六十一号) 第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u> ⇒ <u>公務員の氏名が含まれない</u></p> <p>三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。) に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除</p>	<p>務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職、氏名</u> 及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職、氏名</u> 及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>北海道情報公開条例</p> <p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示するこ</p>	<p>札幌市情報公開条例</p> <p>り、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、<u>当該公務員等の職、氏名</u> その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。)</p> <p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げる</p>

非開示条項比較表（改正個人情報保護法・個人情報保護条例・情報公開条例）

資料7

改正個人情報保護法	帯広市個人情報保護条例	帯広市情報公開条例	北海道情報公開条例	札幌市情報公開条例
<p>く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めるこ</p>	<p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(適用除外)</p>	<p>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(適用除外)</p>	<p>とにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの</p> <p>(適用除外)</p>	<p>もの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(適用除外)</p>

非開示条項比較表（改正個人情報保護法・個人情報保護条例・情報公開条例）

資料7

改正個人情報保護法	帯広市個人情報保護条例	帯広市情報公開条例	北海道情報公開条例	札幌市情報公開条例
<p>とにつき相当の理由がある情報</p> <p>五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(適用除外)</p> <p>(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p> <p>(5) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(適用除外)</p> <p>(3) <u>公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報(法7号ロと対照)</u></p> <p>(4) 市及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(3) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報</p> <p>(4) 道若しくは道が設立した地方独立行政法人(以下「道等」という。)又は国、独立行政法人等若しくは道以外の地方公共団体、地方独立行政法人(道が設立したものを除く。)その他の公共団体(以下「国等」という。)の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人(以下「道の機関等」という。)の内部若しくは道の機関等の相互間又は道の機関等と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示</p>	<p>(適用除外)</p> <p>(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報</p> <p>(4) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p>

非開示条項比較表（改正個人情報保護法・個人情報保護条例・情報公開条例）

資料7

改正個人情報保護法	帯広市個人情報保護条例	帯広市情報公開条例	北海道情報公開条例	札幌市情報公開条例
<p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関</p>	<p>(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に<u>著しい</u>支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの</p> <p>(5) 道等と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの</p> <p>(6) 試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は<u>国等の事務又は事業に関する情報</u>であって、開</p>	<p>ア 不服申立ての審査、あつせん、調停その他これらに類する紛争処理に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの</p> <p>イ 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不当に不利益を及ぼすと認められるもの</p> <p>(5) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの</p> <p><u>(法の規定を追加する予定)</u></p>

非開示条項比較表（改正個人情報保護法・個人情報保護条例・情報公開条例）

資料7

改正個人情報保護法	帯広市個人情報保護条例	帯広市情報公開条例	北海道情報公開条例	札幌市情報公開条例
<p>係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又</p>	<p>(再掲)</p> <p>(4) <u>開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</u></p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者</p>	<p>(再掲)</p> <p>(3) <u>公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</u>（法7号ロと対照）</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課 若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者</p>	<p>示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの</p> <p>(再掲)</p> <p>(6) 試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画<u>その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって</u>、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの</p>	<p>(再掲)</p> <p><u>(法の規定を追加する予定)</u></p> <p>(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、</p>

非開示条項比較表（改正個人情報保護法・個人情報保護条例・情報公開条例）

資料7

改正個人情報保護法	帯広市個人情報保護条例	帯広市情報公開条例	北海道情報公開条例	札幌市情報公開条例
は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	としての地位を不当に害するおそれ	としての地位を不当に害するおそれ		市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの
ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ		ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ		エ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの
ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ		オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
		(6) 法令等の規定により明らかに開示することができないとされている情報	(7) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により明らかに開示することができないとされている情報	(6) 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公に

非開示条項比較表（改正個人情報保護法・個人情報保護条例・情報公開条例）

資料7

改正個人情報保護法	帯広市個人情報保護条例	帯広市情報公開条例	北海道情報公開条例	札幌市情報公開条例
			<p>2 実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。</p> <p>(1) 前項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する情報</p> <p>(2) 次に掲げる情報等であつて、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>ア 現在捜査中の事件に関する情報</p> <p>イ 捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報</p> <p>ウ 犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報</p> <p>エ 被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設の保安に関する情報</p> <p>オ 犯罪の被害者若しくは参考人又は犯罪に関する情報</p>	<p>することができないと認められる情報</p>

非開示条項比較表（改正個人情報保護法・個人情報保護条例・情報公開条例）

資料7

改正個人情報保護法	帯広市個人情報保護条例	帯広市情報公開条例	北海道情報公開条例	札幌市情報公開条例
<p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされ</p>			<p>を提供した者が特定される情報 (3) 前号に掲げるもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれのある情報 3 実施機関は、開示請求に係る公文書に、第1項各号又は前項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前二項の規定にかかわらず、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。</p>	

非開示条項比較表（改正個人情報保護法・個人情報保護条例・情報公開条例）

資料7

改正個人情報保護法	帯広市個人情報保護条例	帯広市情報公開条例	北海道情報公開条例	札幌市情報公開条例
ているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。				

個人情報保護法の改正について

令和3年5月

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。**

概要**個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）**

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
- ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。

施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）**<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>**

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
- ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等

施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等

施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

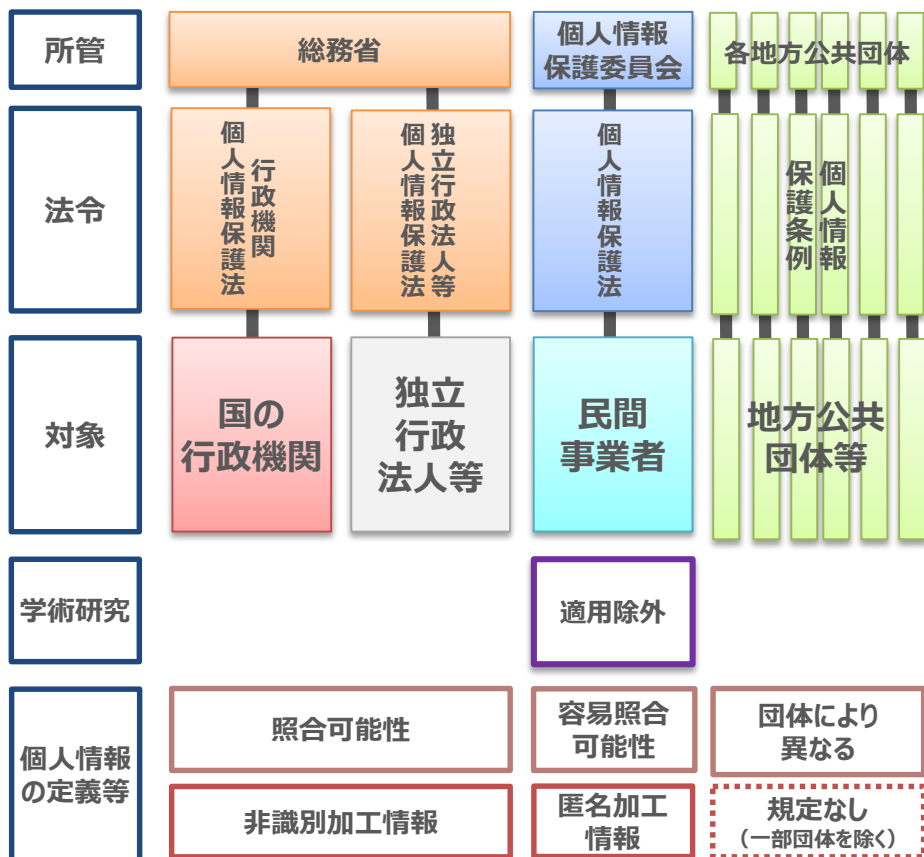
- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。

施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

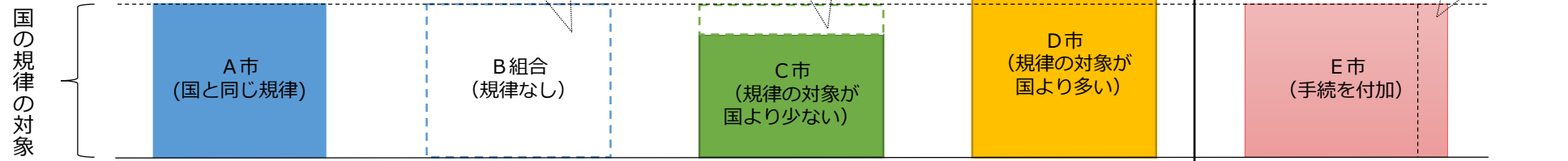
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

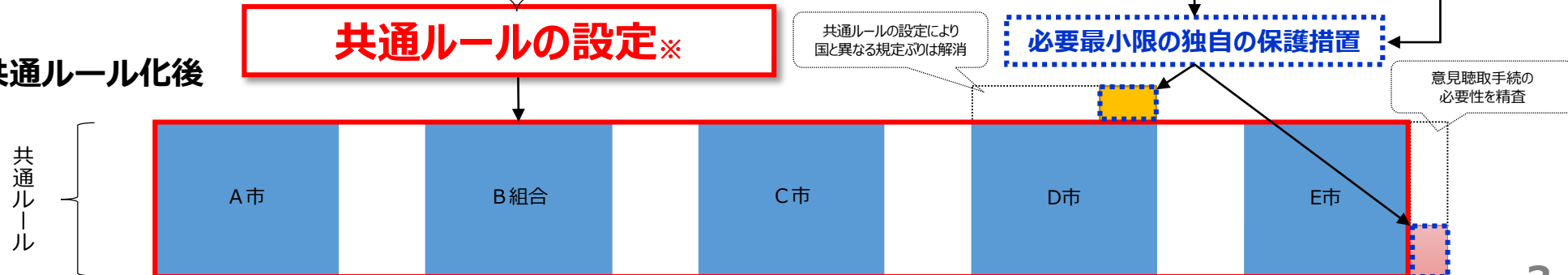
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通） など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

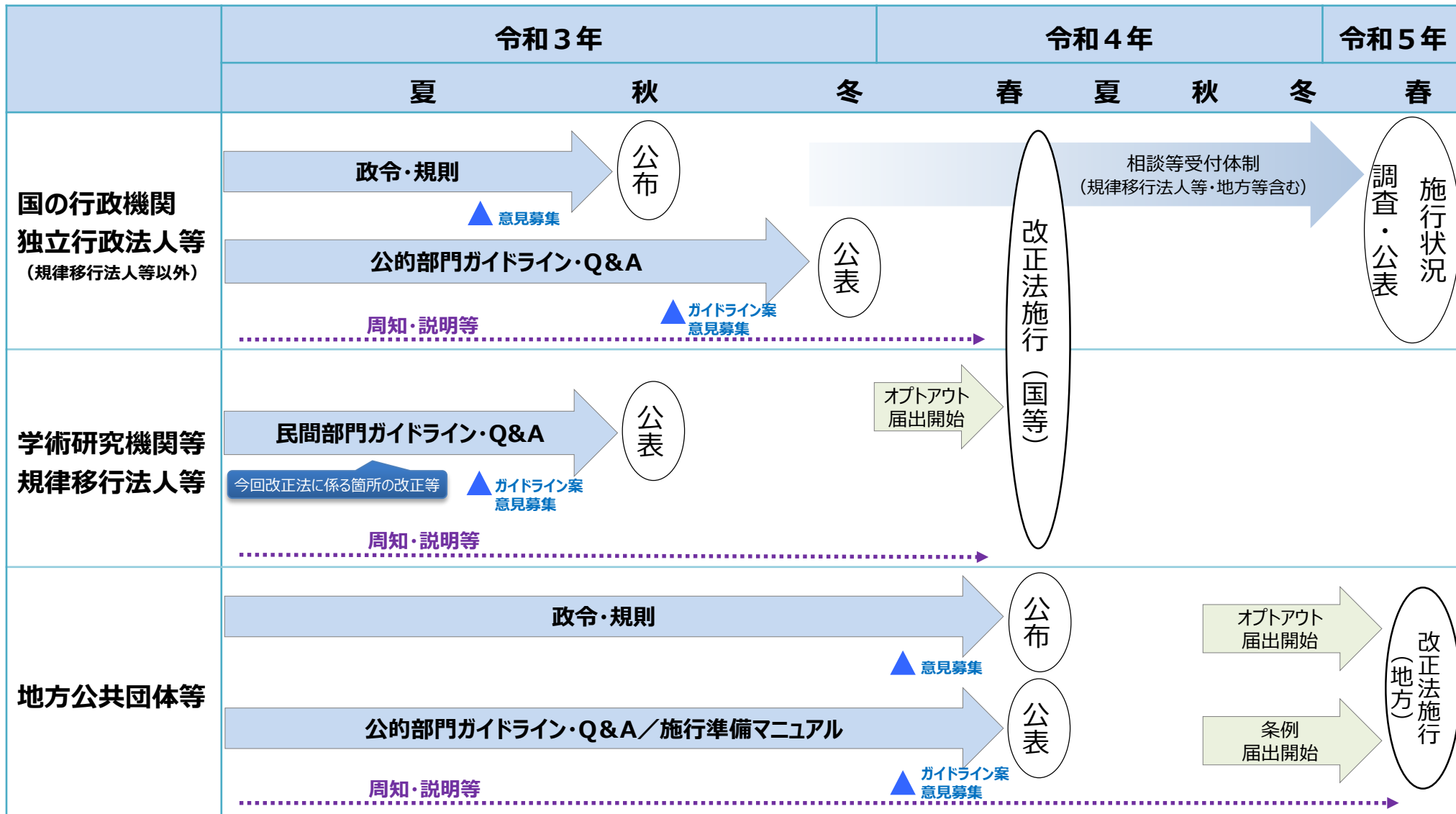
⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

改正法の施行準備スケジュール（案）



※ このほか、個人情報の保護に関する基本方針についての改正も予定。また、令和2年改正法が令和4年4月に施行予定。

※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。

参考資料

個人情報保護委員会による一元的な監督体制の確立

【現行の個人情報保護委員会の監督範囲】

民間	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
----	-------------------------	--------------

国	マイナンバー 関係
---	--------------

非識別 加工 情報関係

地方	マイナンバー 関係
----	--------------

【見直し後の個人情報保護委員会の監督範囲】

民間	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
----	-------------------------	--------------

国	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
---	-------------------------	--------------

地方	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
----	-------------------------	--------------

医療分野・学術分野における規制の統一（現在の状況）

- ・ 現行の独法等個人情報法は、法の対象となる法人を、情報公開法における整理を踏襲し、①理事長等の人事権が政府にあるか、②法人に対して政府が出資できるか、を基準に決定。
- ・ その結果、**医療分野・学術分野の独法等において、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なる、という不均衡が発生。**

【行政の広義の内部関係】

総務省が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

- ・ 個人情報ファイル保有の事前チェック（独法等を除く）
- ・ 法の施行状況の調査・公表
- ・ 総合案内所の運営
- ・ 管理指針の策定

情報公開・個人情報保護審査会が、開示決定等に係る審査請求について、第三者的立場からチェック

国の行政機関

独立行政法人等

国立大学
国立病院
国立研究機関

【行政と民間との外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

- ・ ガイドラインの策定
- ・ 報告及び立入検査
- ・ 指導及び助言
- ・ 勧告及び命令
- ・ 間接罰

民間事業者

私立大学
民間病院
民間研究機関

規律の不均衡が発生

医療分野・学術分野における規制の統一（改正の考え方）

- 独法等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの）には民間事業者と同様の規律を適用。
- ただし、本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定については、これらの規定がそれぞれ情報公開法制を補完する側面や広義のオープンデータ政策としての性格を有することに鑑み、現行法と同様、全ての独法等を行政機関に準じて扱う。

【行政の広義の内部関係】

個人情報保護委員会が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

国の行政機関

独法等のうち、民間に類する立場で民間のカウンターパートとの間でデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等※

- 国立研究開発法人
- 国立病院機構
- 国立大学法人
- 大学共同利用機関法人

独法等のうち、公権力の行使に類する形で個人情報を保有するもの等、上記に該当しないもの

- (例)
- 行政執行法人

【行政の外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

原則として
同じ規律を適用

民間事業者

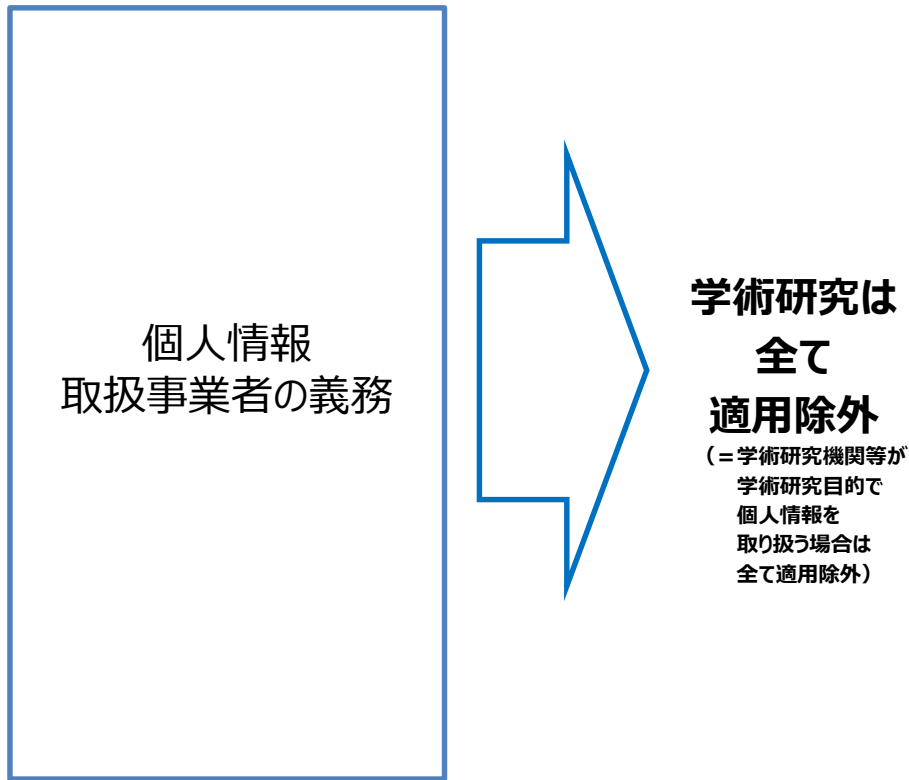
- 私立大学
- 民間病院
- 民間研究機関

※ これらの独法等が「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」も行っている場合は、当該業務における個人情報の取扱いについては例外的に行政機関と同様の安全管理措置義務を適用する。

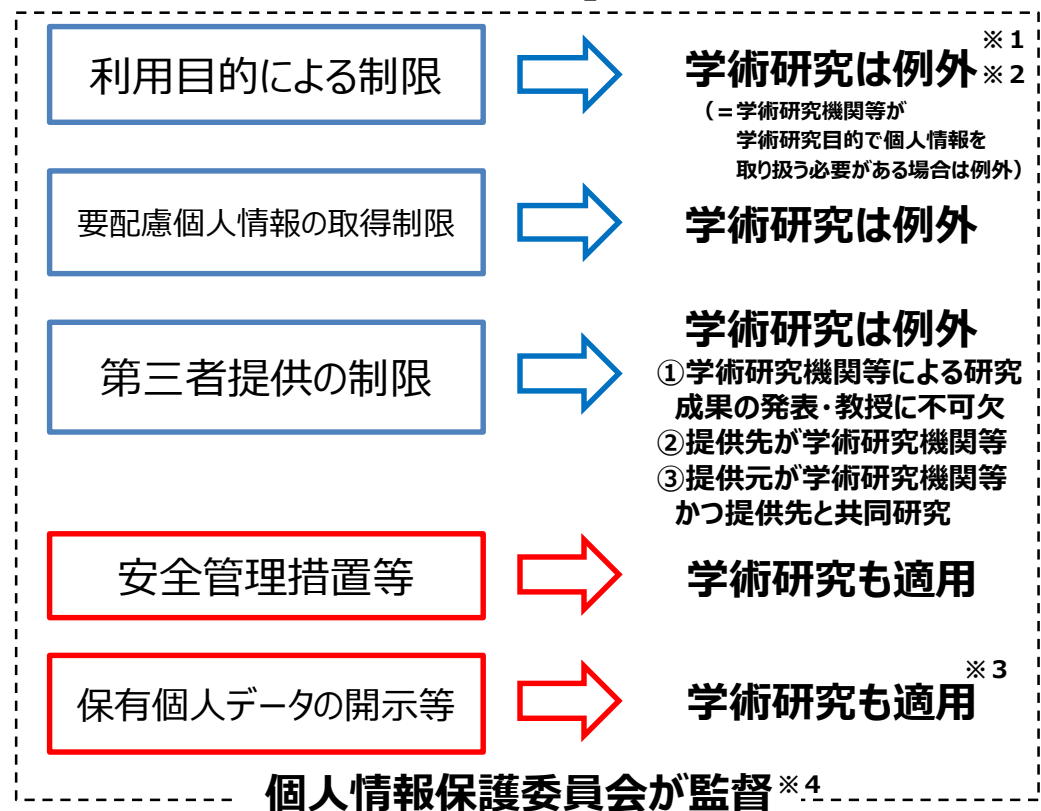
学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

- EUから日本の学術研究機関等に移転された個人データについてもGDPRに基づく十分性認定を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化する。**
- 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、**個人情報法第43条第1項の趣旨を踏まえ、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこととする。**また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。

【現行法】



【見直し後】



※1 学術研究機関等：大学（私立大学、国公立大学）、学会、国立研究開発法人 等（下線は今回追加されるもの）

※2 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり差止請求が認められるような場合）は、例外とならない

※3 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用

※4 利用目的の特定・公表（15条・18条）不適正利用・取得の禁止（16条の2・17条1項）漏えい報告（22条の2）も適用

一元化後の規律の適用関係

	民間事業者	規律移行法人等 ^{※1}	国の行政機関等 ^{※2} ・地方公共団体等
個人情報取扱事業者に係る規律 （現行個人情報保護法第4章第1節及び第2節を基本的にスライド）			
・利用目的の特定等、適正取得	○	○	
・正確性確保、安全管理措置	○	○	
・第三者提供制限	○	○	
・開示等請求	○		
・匿名加工情報の作成・提供	○		
国の行政機関等に係る規律 （現行行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法第2章～第4章の2を基本的にスライド）			
・保有制限、目的明示			○
・正確性確保、安全確保措置			○
・利用・提供制限			○
・個人情報ファイル保有の事前通知			○ ^{※3}
・個人情報ファイル簿の作成・公表		○	○
・開示等請求		○	○
・匿名加工情報の作成・提供		○	○ ^{※4}

※1 規律移行法人等とは、今般の一元化の機に、民間の個人情報取扱事業者と原則として同様の規律を適用すべき独立行政法人等、地方公共団体の病院・大学等及び地方独立行政法人を指す。

※2 国の行政機関等・地方公共団体等には、現行独立行政法人等個人情報保護法が適用される独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、規律移行法人等以外のものを含む。

※3 規律移行法人等以外の独立行政法人等に加え、地方公共団体及び地方独立行政法人については、事前通知の制度の対象外。

※4 地方公共団体については、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市に適用し、他の地方公共団体は任意で匿名加工の提案募集を実施可能とする。

個人情報定義等の統一

<現行法の規律>

- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と**容易に照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 行政機関個人情報法及び独法等個人情報法の個人情報：「他の情報と**照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 個人情報の定義の相違に起因して、個人情報保護法では非個人情報とされる「**匿名加工情報**」に相当する情報が、行政機関個人情報保護法等では個人情報に該当し得るとされており、「**非識別加工情報**」という別の名称が与えられている。

<改正の方向性>

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、**両部門における「個人情報」の定義を統一**する。
2. 定義変更に伴う影響を最小化する観点から、**一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用**する。
3. 公的部門における権利利益保護の徹底を図るため、民間部門で導入済みの**匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律を公的部門にも導入**する。
4. 個人情報の定義を統一する結果、**非識別加工情報も非個人情報**となり、匿名加工情報と区別する必要がなくなることから、一元化の機会に、両者の**名称を「匿名加工情報」で統一**する。
5. 匿名加工情報は公的部門においても非個人情報であるとの前提で、**公的部門における匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**する（例：匿名加工情報の作成・取得・利用は、法令の定める所掌事務の範囲内で可能とする）

公的部門における個人情報保護ルールの拡充

国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民の枠を超えたデータ利活用の活発化を見据え、公的部門における個人情報保護ルールの拡充を図る。

1. 個人情報保護委員会による監視の実効性を確保するためのもの

- ① 個人情報保護委員会による**報告要求・実地調査・勧告等の権限**の明記
- ② **漏えい報告制度**の創設

2. 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化に対応するためのもの

- ① 「**不適正利用の禁止**」「**不適正取得の禁止**」の明文化
- ② **外国へのデータ移転**に係る規律の創設

3. 「個人情報」の定義の変更に伴うもの

- ① **匿名加工情報・仮名加工情報**の識別行為禁止義務等の創設
- ② **提供先で個人情報となる情報**の外部提供に係る規律の創設

4. その他規律の明確化や民間部門との均衡を図るためのもの

- ① 安全管理措置義務の対象として**派遣労働者・再委託先**を明記
- ② **任意代理人による開示等請求**の許容

個人情報取扱事務登録簿

機関名	事務を担当する部課等	部	課	電話番号	
登録年月日	年 月 日	事務の開始年月日	年 月 日		
事務の名称					
事務の目的					
個人情報の対象者の範囲					
個人情報の取扱件数	約 件				
個人情報の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> その他	家庭生活 <input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他	資産・収入	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他
		心身の状況	社会生活		<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人			<input type="checkbox"/> 本人以外 (条例上の根拠: 第7条第3項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 民間法人・団体 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 私人 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他	根拠 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 審査会意見
	個人情報の経常的な提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例上の根拠: 第8条第1項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 民間法人・団体 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 私人 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他			
通信回線による電子計算組織を結合する方法による外部提供	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例上の根拠: 第10条第1項第 号該当)				
外部委託等の有無 (公の施設の指定管理者を含む)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 市が保有する個人情報を委託先に提供 <input type="checkbox"/> 委託先が自ら個人情報を収集				
データベース等の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ※データベース等とは、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの				
備考					

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

○個人情報の保護に関する法律

(平成十五年五月三十日)

(法律第五十七号)

第百五十六回通常国会

第一次小泉内閣

改正 平成一五年 五月三〇日法律第 六一号
 同 一五年 七月一六日同 第一一九号
 同 二一年 六月 五日同 第 四九号
 同 二七年 九月 九日同 第 六五号
 同 二八年 五月二七日同 第 五一号
 同 二九年 五月二四日同 第 三六号
 同 三〇年 七月二七日同 第 八〇号
 令和 元年 五月三一日同 第 一六号
 同 二年 六月一二日同 第 四四号
 同 三年 五月一九日同 第 三七号
 同 四年 五月二五日同 第 四八号
 同 四年 五月二七日同 第 五四号
 同 四年 六月一七日同 第 六八号

個人情報の保護に関する法律をここに公布する。

個人情報の保護に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 国及び地方公共団体の責務等(第四条—第六条)

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針(第七条)

第二節 国の施策(第八条—第十一条)

第三節 地方公共団体の施策(第十二条—第十四条)

第四節 国及び地方公共団体の協力(第十五条)

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則(第十六条)

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務(第十七条—第四十

条)

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務(第四十一条・第四十二条)

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第四十三条—第四十六条)

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進(第四十七条—第五十六条)

第六節 雑則(第五十七条—第五十九条)

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則(第六十条)

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い(第六十一条—第七十三条)

第三節 個人情報ファイル(第七十四条・第七十五条)

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示(第七十六条—第八十九条)

第二款 訂正(第九十条—第九十七条)

第三款 利用停止(第九十八条—第百三条)

第四款 審査請求(第百四条—第百七条)

第五款 条例との関係(第百八条)

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等(第百九条—第百二十三条)

第六節 雑則(第百二十四条—第百二十九条)

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等(第百三十条—第百四十五条)

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督(第百四十六条—第百五十二条)

第二款 認定個人情報保護団体の監督(第百五十三条—第百五十五条)

第三款 行政機関等の監視(第百五十六条—第百六十条)

第三節 送達(第百六十一条—第百六十四条)

第四節 雑則(第百六十五条—第百七十条)

第七章 雑則(第百七十一条—第百七十五条)

第八章 罰則(第百七十六条—第百八十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していること

に鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(平二七法六五・令三法三七・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯

罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- 4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。
 - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
 - 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機

関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。)

三 独立行政法人等(別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。)

四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。)

(平一五法一一九・平二七法六五・令二法四四・令三法三七・一部改正)

(基本理念)

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

(令三法三七・一部改正)

第二章 国及び地方公共団体の責務等

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(令三法三七・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(令三法三七・一部改正)

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

(平一五法六一・平二七法六五・一部改正)

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する

基本的な事項

七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(平一五法一一九・平二一法四九・平二七法六五・令二法四四・令三法三七・一部改正)

第二節 国の施策

(国の機関等が保有する個人情報の保護)

第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(令三法三七・追加)

(地方公共団体等への支援)

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(令三法三七・旧第八条繰下・一部改正)

(苦情処理のための措置)

第十条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(令三法三七・旧第九条繰下)

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取

扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(令三法三七・旧第十条繰下・一部改正)

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平一五法一一九・一部改正、令三法三七・旧第十一条繰下・一部改正)

(区域内の事業者等への支援)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(令三法三七・旧第十二条繰下)

(苦情の処理のあっせん等)

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(令三法三七・旧第十三条繰下)

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

(令三法三七・旧第十四条繰下)

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

(令三法三七・改称)

第一節 総則

(令三法三七・追加)

(定義)

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成し

たもの

- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 一 国の機関
 - 二 地方公共団体
 - 三 独立行政法人等
 - 四 地方独立行政法人
- 3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。
- 5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合体であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第三十一条第一項において

「個人関連情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

- 8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

(令三法三七・追加)

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

(令二法四四・改称、令三法三七・旧第一節繰下・改称)

(利用目的の特定)

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(平二七法六五・一部改正、令三法三七・旧第十五条繰下)

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令(条例を含む。以下この章において同じ。)に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下この章において「学術研究目的」という。)で取り扱う必要

があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(令三法三七・旧第十六条繰下・一部改正)

(不適正な利用の禁止)

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(令二法四四・追加、令三法三七・旧第十六条の二繰下)

(適正な取得)

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場

合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)

七 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(平二七法六五・一部改正、令三法三七・旧第十七条繰下・一部改正)

(取得に際しての利用目的の通知等)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(平二七法六五・一部改正、令三法三七・旧第十八条繰下)

(データ内容の正確性の確保等)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ

を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(平二七法六五・一部改正、令三法三七・旧第十九条繰下)

(安全管理措置)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十条繰下)

(従業者の監督)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(令三法三七・旧第二十一条繰下)

(委託先の監督)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(令三法三七・旧第二十二条繰下)

(漏えい等の報告等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(令二法四四・追加、令三法三七・旧第二十二条の二繰下・一部改正)

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

っては、その代表者(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。)の氏名

- 二 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 三 第三者に提供される個人データの項目
 - 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - 五 第三者への提供の方法
 - 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - 七 本人の求めを受け付ける方法
 - 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があつたときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する

者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(平二七法六五・令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十三条繰下・一部改正)

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(平二七法六五・追加、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十四条繰下・一部改正)

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第十六条第二項各号に掲げる者

を除く。以下この条及び次条(第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(平二七法六五・追加、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十五条繰下・一部改正)

(第三者提供を受ける際の確認等)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(平二七法六五・追加、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十六条繰下・一部改正)

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第三十一条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に

掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- 一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - 二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第二十八条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(令二法四四・追加、令三法三七・旧第二十六条の二繰下・一部改正)

(保有個人データに関する事項の公表等)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 全ての保有個人データの利用目的(第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)
- 三 次項の規定による求め又は次条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続(第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- 二 第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(平二七法六五・旧第二十四条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十七条繰下・一部改正)

(開示)

第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

- 5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

(平二七法六五・旧第二十五条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第二十八条繰下・一部改正)

(訂正等)

第三十四条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(平二七法六五・旧第二十六条繰下・一部改正、令三法三七・旧第二十九条繰下)

(利用停止等)

第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人

データの第三者への提供の停止を請求することができる。

- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(平二七法六五・旧第二十七条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第三十条繰下・一部改正)

(理由の説明)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知

する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(平二七法六五・旧第二十八条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第三十一条繰下・一部改正)

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ。)、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求(以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。)に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(平二七法六五・旧第二十九条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第三十二条繰下・一部改正)

(手数料)

第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(平二七法六五・旧第三十条繰下・一部改正、令三法三七・旧第三十三条繰下・一部改正)

(事前の請求)

第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項

若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(平二七法六五・追加、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第三十四条繰下・一部改正)

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(平二七法六五・旧第三十一条繰下、令三法三七・旧第三十五条繰下)

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(令二法四四・追加、令三法三七・旧第二節繰下)

(仮名加工情報の作成等)

第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 仮名加工情報取扱事業者(個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。)は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報

であるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱ってはならない。

- 4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二條の規定は、適用しない。
- 6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか)」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。
- 7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

(令二法四四・追加、令三法三七・旧第三十五条の二繰下・一部改正)

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第四十二条 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。)を第三者に提供してはならない。

- 2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
- 3 第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

(令二法四四・追加、令三法三七・旧第三十五条の三繰下・一部改正)

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(平二七法六五・追加、令二法四四・旧第二節繰下、令三法三七・旧第三節繰下)

(匿名加工情報の作成等)

第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(平二七法六五・追加、令三法三七・旧第三十六条繰下・一部改正)

(匿名加工情報の提供)

第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。)を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(平二七法六五・追加、令三法三七・旧第三十七条繰下)

(識別行為の禁止)

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第百十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(平二七法六五・追加、平二八法五一・一部改正、令三法三七・旧第三十八条繰下・一部改正)

(安全管理措置等)

第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを

確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(平二七法六五・追加、令三法三七・旧第三十九条繰下)

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

(平二七法六五・旧第二節繰下、令二法四四・旧第四節繰下)

(認定)

第四十七条 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者(以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。)の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報(以下この章において「個人情報等」という。)の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。)は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等(以下この節において「対象事業者」という。)

の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理

二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

4 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨(第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲を含む。)を公示しなければならない。

(平二七法六五・旧第三十七条繰下・一部改正、令二法四四・令三法三七・一部改正)

(欠格条項)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

くなくなった日から二年を経過しない者

二 第二百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第二百五十五条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者
(平二七法六五・旧第三十八条繰下・一部改正、令三法三七・一部改正)

(認定の基準)

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(平二七法六五・旧第三十九条繰下・一部改正)

(変更の認定等)

第五十条 第四十七条第一項の認定(同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第二百五十五条第一項第五号において同じ。)を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(令二法四四・追加、令三法三七・旧第四十九条の二繰下・一部改正)

(廃止の届出)

第五十一条 第四十七条第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。)を受けた者(以下こ

の節及び第六章において「認定個人情報保護団体」という。)は、その認定に係る業務(以下この節及び第六章において「認定業務」という。)を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(平二七法六五・旧第四十条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第五十条繰下・一部改正)

(対象事業者)

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

- 2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(平二七法六五・旧第四十一条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第五十一条繰下・一部改正)

(苦情の処理)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めすることができる。

- 3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(平二七法六五・旧第四十二条繰下・一部改正、令三法三七・旧第五十二条繰下)

(個人情報保護指針)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる

手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下この節及び第六章において「個人情報保護指針」という。)を作成するよう努めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。
- 4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

(平二七法六五・旧第四十三条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第五十三条繰下・一部改正)

(目的外利用の禁止)

第五十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(平二七法六五・旧第四十四条繰下、令三法三七・旧第五十四条繰下)

(名称の使用制限)

第五十六条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(平二七法六五・旧第四十五条繰下、令三法三七・旧第五十五条繰下)

第六節 雑則

(令三法三七・節名追加)

(適用除外)

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目的

- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
 - 三 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的
 - 四 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的
- 2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。
- 3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(令三法三七・全改)

(適用の特例)

第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

- 一 別表第二に掲げる法人
 - 二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするもの
- 2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章(第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。)及び第六章から第八章までの規定を適用する。

- 一 地方公共団体の機関 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院(次号において「病院」という。)及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学の運営
- 二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

(令三法三七・全改・一部改正)

(学術研究機関等の責務)

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(令三法三七・追加)

第五章 行政機関等の義務等

(令三法三七・追加)

第一節 総則

(令三法三七・追加)

(定義)

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第二条第二項に規定する行政文書をいう。)、法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条第二項に規定する法人文書(同項第四号に掲げるものを含む。)をいう。))又は地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの(行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。)をいう。)(以下この章において「行政文書等」という。)に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部(これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に

規定する情報を含む。以下この項において同じ。)、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。)又は地方公共団体の情報公開条例(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。)に規定する不開示情報(行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。)が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる匿名加工情報をいう。

- 一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
- 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求(行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。)があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。
 - イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
 - ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例(行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。)の規定により意見書の提出の機会を与えること。
- 三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - 一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法

人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(令三法三七・追加・一部改正)

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

(令三法三七・追加)

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(令三法三七・追加・一部改正)

(利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(令三法三七・追加)

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長(第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。)

地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(令三法三七・追加・一部改正)

(適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(令三法三七・追加)

(正確性の確保)

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(令三法三七・追加)

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務

(令三法三七・追加・一部改正)

(従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等にお

いて個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第一百七十六条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(令三法三七・追加・一部改正)

(漏えい等の報告等)

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(令三法三七・追加・一部改正)

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個

人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(令三法三七・追加・一部改正)

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(令三法三七・追加)

(外国にある第三者への提供の制限)

第七十一条 行政機関の長等は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。))にある第三者(第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。))を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。))に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

- 2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(令三法三七・追加)

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(令三法三七・追加)

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

- 2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定

する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(令三法三七・追加・一部改正)

第三節 個人情報ファイル

(令三法三七・追加)

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第七十四条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)の収集方法
- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

- 九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- 十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨
- 十一 その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
- 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
- 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル
- 3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(令三法三七・追加)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
 - 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。
- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

(令三法三七・追加・一部改正)

第四節 開示、訂正及び利用停止

(令三法三七・追加)

第一款 開示

(令三法三七・追加)

(開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。)をすることができる。

(令三法三七・追加・一部改正)

(開示請求の手続)

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「開示請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この節において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(令三法三七・追加)

(保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者(第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできな

いが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。

以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)

をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする

場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に

おける審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。

(令三法三七・追加・一部改正)

(部分開示)

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている

場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(令三法三七・追加・一部改正)

(裁量的開示)

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(令三法三七・追加)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(令三法三七・追加)

(開示請求に対する措置)

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(令三法三七・追加)

(開示決定等の期限)

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(令三法三七・追加)

(開示決定等の期限の特例)

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(令三法三七・追加)

(事案の移送)

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定(以下この節において「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を

しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(令三法三七・追加)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かななければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第百五条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(令三法三七・追加・一部改正)

(開示の実施)

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている

文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(令三法三七・追加)

(他の法令による開示の実施との調整)

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(令三法三七・追加)

(手数料)

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、

独立行政法人等が定める。

- 6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(令三法三七・追加・一部改正)

第二款 訂正

(令三法三七・追加)

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(令三法三七・追加・一部改正)

(訂正請求の手續)

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「訂正請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(令三法三七・追加)

(保有個人情報の訂正義務)

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(令三法三七・追加)

(訂正請求に対する措置)

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(令三法三七・追加)

(訂正決定等の期限)

第九十四条 前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(令三法三七・追加)

(訂正決定等の期限の特例)

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政

機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限
(令三法三七・追加)

(事案の移送)

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定(以下この項及び次条において「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしてしなければならない。

(令三法三七・追加)

(保有個人情報の提供先への通知)

第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(令三法三七・追加)

第三款 利用停止

(令三法三七・追加)

(利用停止請求権)

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると料料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して

他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - 二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。)をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(令三法三七・追加・一部改正)

(利用停止請求の手續)

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - 三 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この節において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(令三法三七・追加)

(保有個人情報の利用停止義務)

第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該

保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(令三法三七・追加)

(利用停止請求に対する措置)

第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(令三法三七・追加)

(利用停止決定等の期限)

第百二条 前条各項の決定(以下この節において「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(令三法三七・追加)

(利用停止決定等の期限の特例)

第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

(令三法三七・追加)

第四款 審査請求

(令三法三七・追加)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百四条 行政機関の長等(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。)に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂

正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

- 2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第四条(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第一百七条第二項の規定に基づく政令を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会(審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。)」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(令三法三七・追加・一部改正)

(審査会への諮問)

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をするこ

ととする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第一百七条第一項第二号において同じ。)

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

(令三法三七・追加・一部改正)

(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第九条第四項</p>	<p>前項に規定する場合において、審査庁</p>	<p>第四条又は個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第一百七条第二項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条</p>
---------------	--------------------------	--

		の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)
	前項において読み替えて適用する第三十一条第一項	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十一条第一項
	前項において読み替えて適用する第三十四条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十四条
	前項において読み替えて適用する第三十六条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十六条
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)	審査庁
第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項	審理員	審査庁
第二十五条第七項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第二十九条第一項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第二十九条第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以

		外である場合にあつては
	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあつては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第二十九条第五項	審理員は	審査庁は、第二項の規定により
	提出があつたとき	提出があつたとき、又は弁明書を作成したとき
第三十条第三項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等(処分庁等が審査庁である場合にあつては、参加人)
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等(処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人)
第三十一条第二項	審理関係人	審理関係人(処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。)
第四十一条第三項	審理員が	審査庁が
	<p> 終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録(審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。)を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする </p>	<p> 終結した旨を通知するものとする </p>

第四十四条	行政不服審査会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
	受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)	受けたとき
第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
第八十一条第三項において準用する第七十四条	第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁

(令三法三七・追加)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第一百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - 二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあつては、条例)で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

(令三法三七・追加・旧第百六条繰下・一部改正)

第五款 条例との関係

(令三法三七・追加)

第一百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必

要な規定を定めることを妨げるものではない。

(令三法三七・追加)

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

(令三法三七・追加)

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。)を作成することができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

一 法令に基づく場合(この節の規定に従う場合を含む。)

二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(令三法三七・追加・旧第七十七条繰下)

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。

一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(令三法三七・追加・旧第八十条繰下・一部改正)

(提案の募集)

第百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、

当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。)について、次条第一項の提案を募集するものとする。

(令三法三七・追加・旧第百九条繰下)

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(令三法三七・追加・旧第百十条繰下・一部改正)

(欠格事由)

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一 未成年者

- 二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 五 第二百十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- 六 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(令三法三七・追加・旧第百十一条繰下・一部改正)

(提案の審査等)

第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
- 二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- 三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。
- 四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- 五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。
- 六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が前項各

号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

- 3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第一百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(令三法三七・追加・旧第一百十二条繰下・一部改正)

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(令三法三七・追加・旧第一百十三条繰下)

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- 2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(令三法三七・追加・旧第一百十四条繰下)

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三 次条第一項の提案をすることができる期間

(令三法三七・追加・旧第百十五条繰下・一部改正)

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(令三法三七・追加・旧第百十六条繰下・一部改正)

(手数料)

第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用

に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

- 5 第百十五条の規定(前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。)により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。
- 6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。
- 7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(令三法三七・追加・旧第一百七十七条繰下・一部改正)

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 第百十三条各号(第百十八条第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(令三法三七・追加・旧第一百八条繰下・一部改正)

(識別行為の禁止等)

第百二十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条にお

いて「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(令三法三七・追加・旧第一百九条繰下・一部改正)

(従事者の義務)

第二百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(令三法三七・追加・旧第一百二十条繰下)

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第二百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- 2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(令三法三七・追加・旧第二百一十一条繰下)

第六節 雑則

(令三法三七・追加)

(適用除外等)

第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。

2 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節(第四款を除く。)の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

(令三法三七・追加・旧第二百二十二条繰下・一部改正)

(適用の特例)

第二百五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章(第一節、第六十六条第二項(第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第二百二十七条を除く。)の規定、第七十六条及び第八十条の規定(これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。))に定める業務に係る部分を除く。)並びに第八十一条の規定は、適用しない。

2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで(第七十六条、第八十条及び第八十一条を除く。)の規定を適用する。

3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行う場合に限る。)についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第

十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

(令三法三七・追加・旧第二百二十三条繰下・一部改正)

(権限又は事務の委任)

第二百二十六条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二節から前節まで(第七十四条及び第四節第四款を除く。)に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(令三法三七・追加・旧第二百二十四条繰下)

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第十二条第一項若しくは第一百八条第一項の提案(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(令三法三七・追加・旧第二百五十五条繰下・一部改正)

(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(令三法三七・追加・旧第二百二十六条繰下)

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

(令三法三七・追加)

第六章 個人情報保護委員会

(平二七法六五・追加、令三法三七・旧第五章繰下)

第一節 設置等

(令三法三七・節名追加)

(設置)

第百三十条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(平二七法六五・追加・旧第五十条繰下・一部改正、令三法三七・旧第五十九条繰下・旧第二百二十七条繰下)

(任務)

第百三十一条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。)に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)を任務とする。

(平二七法六五・追加・旧第五十一条繰下、令三法三七・旧第六十条繰下・旧第二百二十八条繰下・一部改正)

(所掌事務)

第百三十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること(第四号に掲げるものを除く。)
- 三 認定個人情報保護団体に関すること。
- 四 特定個人情報(番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。)の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う

事業者への協力に関すること。

五 特定個人情報保護評価(番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。)に関すること。

六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

八 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(平二七法六五・追加・旧第五十二条繰下・一部改正、平二八法五一・令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第六十一条繰下・旧第二百二十九条繰下・一部改正)

(職権行使の独立性)

第三百三十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(平二七法六五・追加・旧第五十三条繰下、令三法三七・旧第六十二条繰下・旧第三百三十条繰下)

(組織等)

第三百三十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織(地方自治法第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の推薦する者が含まれるものとする。

(平二七法六五・追加・旧第五十四条繰下、令三法三七・旧第六十三条繰下・旧第三百三十一条繰下・一部改正)

(任期等)

第三百三十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命される

まで引き続きその職務を行うものとする。

- 4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。
- 5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(平二七法六五・追加・旧第五十五条繰下、令三法三七・旧第六十四条繰下・旧第三百三十二条繰下)

(身分保障)

第三百三十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(平二七法六五・追加・旧第五十六条繰下、令三法三七・旧第六十五条繰下・旧第三百三十三条繰下)

(罷免)

第三百三十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(平二七法六五・追加・旧第五十七条繰下、令三法三七・旧第六十六条繰下・旧第三百三十四条繰下)

(委員長)

第三百三十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかななければならない。

(平二七法六五・追加・旧第五十八条繰下、令三法三七・旧第六十七条繰下・旧第

百三十五条繰下)

(会議)

第百三十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。
- 5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(平二七法六五・追加・旧第五十九条繰下・一部改正、令三法三七・旧第六十八条繰下・旧第百三十六条繰下・一部改正)

(専門委員)

第百四十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(平二七法六五・追加・旧第六十条繰下、令三法三七・旧第六十九条繰下・旧第百三十七条繰下)

(事務局)

第百四十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(平二七法六五・追加・旧第六十一条繰下、令三法三七・旧第七十条繰下・旧第百三十八条繰下)

(政治運動等の禁止)

第百四十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

- 2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行

ってはならない。

(平二七法六五・追加・旧第六十二条繰下、令三法三七・旧第七十一条繰下・旧第三百三十九条繰下)

(秘密保持義務)

第四百三十三条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(平二七法六五・追加・旧第六十三条繰下、令三法三七・旧第七十二条繰下・旧第四百四十条繰下)

(給与)

第四百四十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(平二七法六五・追加・旧第六十四条繰下、令三法三七・旧第七十三条繰下・旧第四百四十一条繰下)

(規則の制定)

第四百四十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

(平二七法六五・追加・旧第六十五条繰下、令三法三七・旧第七十四条繰下・旧第四百四十二条繰下)

第二節 監督及び監視

(令三法三七・追加)

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

(令三法三七・追加)

(報告及び立入検査)

第四百四十六条 委員会は、第四章(第五節を除く。次条及び第二百五十一条において同じ。)の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者(以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。)その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報(以下この款及び第三款において「個人情報等」という。)の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(令三法三七・追加・旧第百四十三条繰下・一部改正)

(指導及び助言)

第百四十七条 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(令三法三七・追加・旧第百四十四条繰下)

(勧告及び命令)

第百四十八条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条(第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条(第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十八条、第二十九条(第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十条(第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十二条、第三十三条(第一項(第五項において準用する場合を含む。))を除く。)、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条(第一項、第三項及び第五項を除く。)、第三十八条第二項、第四十一条(第四項及び第五項を除く。))若しくは第四十三条(第六項を除く。))の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫し

ていると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

(令三法三七・追加・旧第百四十五条繰下)

(委員会の権限の行使の制限)

第百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

- 2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(令三法三七・追加・旧第百四十六条繰下)

(権限の委任)

第百五十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第百四十六条第一項、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九

条、第六十三條並びに第六十四條の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に報告するものとする。
- 3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三條の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。
- 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限(前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
- 9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求(第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

(令三法三七・追加・旧第四百七条繰下・一部改正)

(事業所管大臣の請求)

第一百五十一条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(令三法三七・追加・旧第四百四十八条繰下)

(事業所管大臣)

第一百五十二条 この款の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

- 一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものにつ

いては、厚生労働大臣(船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣)及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会(次号において「大臣等」という。)

二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

(令三法三七・追加・旧第百四十九条繰下)

第二款 認定個人情報保護団体の監督

(令三法三七・追加)

(報告の徴収)

第百五十三条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(令三法三七・追加・旧第百五十条繰下)

(命令)

第百五十四条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(令三法三七・追加・旧第百五十一条繰下)

(認定の取消し)

第百五十五条 委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第五十五条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わないとき。
- 五 不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第五十条第一項の変更の認定を受けたとき。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(令三法三七・追加・旧第百五十二条繰下)

第三款 行政機関等の監視

(令三法三七・追加)

(資料の提出の要求及び実地調査)

第百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等(会計検査院長を除く。以下この款において同じ。)に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(令三法三七・追加・旧第百五十三条繰下)

(指導及び助言)

第百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(令三法三七・追加・旧第百五十四条繰下)

(勧告)

第百五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

(令三法三七・追加・旧第百五十五条繰下)

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第百五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(令三法三七・追加・旧第百五十六条繰下)

(委員会の権限の行使の制限)

第百六十条 第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(令三法三七・追加・旧第百五十七条繰下・一部改正)

第三節 送達

(令三法三七・追加)

(送達すべき書類)

第百六十一条 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第百四十

八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第百五十三条の規定による報告の徴収、第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

- 2 第百四十八条第二項若しくは第三項若しくは第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項(同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(令三法三七・追加・旧第百五十八条繰下・一部改正)

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第百六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

(令三法三七・追加・旧第百五十九条繰下)

(公示送達)

第百六十三条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
 - 二 外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
 - 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に囑託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。
- 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。
- 4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(令三法三七・追加・旧第百六十条繰下)

(電子情報処理組織の使用)

第百六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第九号に規定する処分通知等であつて第百六十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

(令三法三七・追加・旧第百六十一条繰下・一部改正)

第四節 雑則

(令三法三七・追加)

(施行の状況の公表)

第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(令三法三七・追加・旧第百六十二条繰下)

(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)

第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

(令三法三七・追加)

(条例を定めたときの届出)

第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

(令三法三七・追加)

(国会に対する報告)

第百六十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(令三法三七・追加・旧第百六十三条繰下)

(案内所の整備)

第百六十九条 委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(令三法三七・追加・旧第百六十四条繰下)

(地方公共団体が処理する事務)

第百七十条 この法律に規定する委員会の権限及び第百五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(令三法三七・追加・旧第百六十五条繰下・一部改正)

第七章 雑則

(平二七法六五・旧第五章繰下、令三法三七・旧第六章繰下)

(適用範囲)

第百七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報をを用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

(令二法四四・全改、令三法三七・旧第七十五条繰下・旧第百六十六条繰下・一部改正)

(外国執行当局への情報提供)

第百七十二条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局(以下この条において「外国執行当局」という。)に対し、その職務(この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査(その対

象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。)又は審判(同項において「捜査等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

(平二七法六五・追加、令三法三七・旧第七十八条繰下・旧第百六十七条繰下)

(国際約束の誠実な履行等)

第百七十三条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

(令二法四四・追加、令三法三七・旧第七十八条の二繰下・旧第百六十八条繰下)

(連絡及び協力)

第百七十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関の長(会計検査院長を除く。)は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(平二七法六五・旧第五十四条繰下・旧第七十一条繰下・一部改正、令三法三七・旧第八十条繰下・旧第百六十九条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第百七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六五・旧第五十五条繰下・旧第七十二条繰下、令三法三七・旧第八十一条繰下・旧第百七十条繰下)

第八章 罰則

(平二七法六五・旧第六章繰下、令三法三七・旧第七章繰下)

第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令三法三七・追加・旧第百七十一条繰下・一部改正)

第百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二七法六五・追加・旧第七十三条繰下・一部改正、令三法三七・旧第八十二条繰下・旧第百七十二條繰下・一部改正)

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令二法四四・追加、令三法三七・旧第八十三条繰下・旧第百七十三条繰下・一部改正)

第百七十九条 個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平二七法六五・追加、令二法四四・旧第八十三条繰下、令三法三七・旧第八十四条繰下・旧第百七十四条繰下・一部改正)

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(令三法三七・追加・旧第百七十五条繰下・一部改正)

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したとき

は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(令三法三七・追加・旧第七百七十六条繰下)

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(平二七法六五・旧第五十七条繰下・旧第七十五条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第八十五条繰下・旧第七百七十七条繰下・一部改正)

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(平二七法六五・追加・旧第七百七十六条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第八十六条繰下・旧第七百七十八条繰下・一部改正)

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(平二七法六五・旧第五十八条繰下・旧第七十七条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第八十七条繰下・旧第七百七十九条繰下・一部改正)

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十条第二項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の規定に違反した者

二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

(平二七法六五・旧第五十九条繰下・旧第七十八条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第八十八条繰下・旧第一百八十条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一五年政令第五〇六号で平成一七年四月一日から施行)

(本人の同意に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(平二七法六五・一部改正)

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第一百条及び第一百一十一条の規定の適用に

については、当分の間、第百十条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、」と、第百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

(令三法三七・全改)

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一七年四月一日)

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一六年四月一日)

一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(この法律の施行の日＝平成一六年四月一日)

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成二一年九月一日)

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

(処分等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年九月九日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二八年政令第三八五号で平成二九年五月三〇日から施行)

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二條、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十八年一月一日

三 略

四 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成二八年政令第三八五号で平成二九年三月一日から施行)

五 第三条及び第六条(番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。)並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

(施行の日=平成二九年五月三〇日)

(平二九法三六・一部改正)

(通知等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「新個人情報保護法」という。)第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

(外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置)

第三条 施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十四条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなす。

(主務大臣がした処分等に関する経過措置)

第四条 施行日前に第二条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律(以下「旧個人情報保護法」という。)又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第三十六条又は第四十九条に規定する主務大臣(以下この条において単に「主務大臣」という。)がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(委員長又は委員の任命等に関する経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。)第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

- 2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い新たに任命されることとなる個人情報保護委員会の委員については、第二号新個人情報保護法第五十四条第三項に規定する委員の任命のために必要な行為は、第二号施行日前においても行うことができる。
- 3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもって、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たっての配慮)

第十一条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二条第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(検討)

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報(以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。)の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報(新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。)を含む。)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を

加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

- 5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

(令二法四四・一部改正)

附 則 (平成二八年五月二七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二九年政令第一八号で平成二九年五月三〇日から施行)

附 則 (平成二九年五月二四日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二九年政令第一四八号で平成二九年五月二九日から施行)

附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項(第四十四号に係る部分に限る。)、第二百四十三条第一項(第四号(第二百三十九条第一項第四十四号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)及び第三項並びに第二百五十一条並びに附則第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十四条(特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第

十九条第二項の改正規定に限る。)、第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一三四号で令和二年一月七日から施行)

(令元法一六・一部改正)

附 則 (令和元年五月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和元年政令第一八二号で令和元年一二月一六日から施行)

附 則 (令和二年六月一二日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和三年政令第五五号で令和四年四月一日から施行)

一 附則第九条から第十一条までの規定 公布の日

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八十四条とし、同法第八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十七条の改正規定並びに第三条中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 次条及び附則第七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和三年政令第五五号で令和三年一〇月一日から施行)

(通知等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「新個人情報保護法」という。)第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項に相当する事項に

について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

第三条 新個人情報保護法第二十三条第五項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名に相当する事項について、施行日前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(外国にある第三者への提供に係る情報提供等に関する経過措置)

第四条 新個人情報保護法第二十四条第二項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に同条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

2 新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意等に関する経過措置)

第五条 施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十六条の二第一項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第一号の同意があつたものとみなす。

2 新個人情報保護法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人関連情報取扱事業者が施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(認定個人情報保護団体の対象事業者に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等については、施行日において新個人情報保護法第五十一条第一項の同意があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。))に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二 略

三 附則第七条第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（令和三年政令第二九一号で令和四年一月一日から施行）

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条(第三項を除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。))に限る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第三十五条の改正規定(「(条例を含む。)」を削る部分に限る。))を除く。)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

（令和三年政令第二九一号で令和四年四月一日から施行）

五 略

六 附則第八条第二項及び第九条第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和四年政令第一七六号で令和四年一〇月一日から施行)

七 第二十七条(住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く。)、第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。))に限る。)、第二十二條、第二十五條、第二十六條、第二十八條、第二十九條(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第三十九條、第四十三條、第四十七條、第四十九條、第五十四條、第五十五條(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(「(条例を含む。)」を削る部分に限る。))に限る。)、第五十七條、第六十六條及び第七十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(令和四年政令第一七六号で令和五年四月一日から施行)

(第五十条の規定の施行に伴う経過措置)

第七条 第五十条の規定の施行の日(以下この条において「第五十条施行日」という。)前に別表第二法人等(第五十条改正後個人情報保護法別表第二に掲げる法人、第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下この条において同じ。)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

2 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第

五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。

- 3 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等は、第五十条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十条施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十条施行日前に第五十条改正後個人情報保護法第二条第十一项に規定する行政機関等(第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を除く。以下この条において「行政機関等」という。)に対しされた本

人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。

- 11 第五十条施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 12 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 13 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 14 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

(第五十一条の規定の施行に伴う準備行為)

第八条 国は、第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この条、次条及び附則第十条第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。)の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めるとその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。

- 2 第五十一条改正後個人情報保護法第六十七条第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日(次条において「第五十一条施行日」という。)前においても行うことが

できる。

(第五十一条の規定の施行に伴う経過措置)

第九条 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等(第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

- 2 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 3 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等

- が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者(第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。
- 11 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 12 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

13 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一项第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(第五十一条と条例との関係)

第十条 地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二百五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和四年政令第二一七号で令和四年六月一七日から施行)

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別表第一(第二条関係)

(令三法三七・追加、令四法五四・一部改正)

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)

株式会社日本貿易保険	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第一百五十六号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

別表第二(第二条、第五十八条関係)

(令三法三七・追加・一部改正、令四法五四・一部改正)

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第九十一号)
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法
放送大学学園	放送大学学園法

○帯広市個人情報保護条例

平成7年10月17日

条例第41号

改正 平成9年3月27日条例第3号
平成12年3月1日条例第1号
平成12年3月27日条例第6号
平成14年6月26日条例第23号
平成14年12月13日条例第34号
平成16年12月14日条例第42号
平成19年10月1日条例第31号
平成21年3月6日条例第2号
平成24年10月1日条例第29号
平成27年10月1日条例第33号
平成28年3月28日条例第9号
平成28年3月28日条例第13号
令和4年3月24日条例第3号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護
 - 第1節 実施機関の義務（第6条—第14条）
 - 第2節 個人情報の開示（第15条—第29条）
 - 第3節 個人情報の訂正（第30条—第37条の2）
 - 第4節 個人情報の利用停止（第38条—第43条）
 - 第5節 審査請求に関する手続（第44条—第46条）
 - 第6節 苦情の申出の処理（第47条）
 - 第7節 適用除外（第48条）
- 第3章 事業者が保有する個人情報の保護（第49条・第50条）
- 第4章 雑則（第51条—第53条）
- 第5章 罰則（第54条—第58条）
- 附則
 - 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の基本的な人権を擁護するとともに、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、公営企業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号）第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、市民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに関しては相互に基本的人権を尊重し、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 実施機関の義務

(個人情報取扱事務登録簿)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、必要な事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務については、適用しない。

3 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明であること、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にあること等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が帯広市情報公開条例第22条の規定による帯広市情報審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために、必要があると認めたとき。

4 実施機関は、本人から個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、市、国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

5 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき及び実施機関が審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると認めたときは、この限りでない。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、

又は本人の同意を得ることが困難である場合は、この限りでない。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を当該実施機関内において利用するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(情報提供等記録の利用の制限)

第8条の3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(提供先に対する措置要求)

第9条 実施機関は、当該実施機関以外のものに対して個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を提供する場合において、必要があると認めたときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(結合の制限)

第10条 実施機関は、通信回線による電子計算組織を結合する方法により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
 - (2) 公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めたとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書(同項第1号を除く。)の規定により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により電子計算組織を結合するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(職員の義務)

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委託等に伴う措置)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するとき、又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(委託を受けた者等の義務)

第14条 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の事務を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託又は管理の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第2節 個人情報の開示

(自己に関する個人情報の開示の請求)

第15条 何人も、実施機関に対し、実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第16条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法定代理人（特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）

- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人（特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するため、規則で定める書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第15条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該個人情報の本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定

する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (5) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法

人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第21条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定に基づき開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第22条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定に基づき補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第23条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第24条 実施機関は、開示請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定に基づき事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第21条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第25条 開示請求に係る個人情報に市及び国等並びに開示請求者以外の者(以下この条、第45条及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与える

ことができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する個人情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第17条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を第19条の規定に基づき開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第44条第1項及び第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第26条 個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 個人情報の開示は、実施機関があらかじめ指定する日時及び場所において行うものとする。

3 第16条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

（口頭による開示請求）

第27条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第16条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があつたときは、第22条第1項の規定にかかわらず、直ちに当該個人情報の開示をするものとする。この場合において、個人

情報の開示は、前条第1項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第28条 実施機関は、法令等（帯広市情報公開条例を除く。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が第26条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第26条第1項本文の閲覧とみなして前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第29条 文書又は図画の写しの交付その他規則で定める開示の方法により開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

第3節 個人情報の訂正

(自己に関する個人情報の訂正の請求)

第30条 何人も、第26条第1項又は第28条第1項の法令等の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実には誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求（以下「訂正請求」という。）することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 第15条第2項の規定は、前項の訂正請求について準用する。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第31条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法定代理人（特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）

(2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日

(3) 訂正を求める箇所

(4) 訂正を求める内容

(5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の訂正義務）

第32条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第33条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第34条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第31条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第35条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第36条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。）が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関の名において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第33条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第37条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第37条の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4節 個人情報の利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、第26条第1項又は第28条第1項の法令等の規定により開示を受けた自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、廃棄若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、又は第11条第3項の規定に違反して保有しているとき 当該個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去
 - (2) 第8条又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 何人も、第26条第1項又は第28条第1項の法令等の規定により開示を受けた自己に関する特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
- (1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、第11条第3項の規定に違反して保有しているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去
 - (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止
- 3 第15条第2項の規定は、利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。
- 4 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。
- （利用停止請求の手續）
- 第39条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所（法定代理人（特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）
 - (2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日
 - (3) 利用停止を求める箇所
 - (4) 利用停止を求める内容及び理由
 - (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の利用停止義務）

第40条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第43条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第5節 審査請求に関する手続

(審査会への諮問)

第44条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問し、その答申を尊重して当該裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとするとき。

2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、その翌日から起算して3月以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第45条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第46条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を

除く。)を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を示している場合に限る。)

第6節 苦情の申出の処理

(苦情の申出の処理)

第47条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

第7節 適用除外

(適用除外)

第48条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第52条各号に掲げる個人情報
 - (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- 2 この条例は、帯広市図書館その他これに類する市の施設において、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

第3章 事業者が保有する個人情報の保護

(事業者に対する指導助言)

第49条 市長は、事業者に対し個人情報の保護のために適切な措置を講ずるよう、指導助言を行うことができる。

(出資法人の責務)

第50条 市が出資する法人のうち規則で定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関が保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 雑則

(国等への協力の要請)

第51条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、国等に対し協力を要請することができる。

(制度の運用状況の公表)

第52条 市長は、毎年各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第5章 罰則

第54条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第1項の委託若しくは管理の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 第14条第1項の委託又は管理の事務を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者を含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の事務に関して、第54条及び第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第58条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成8年規則第5号で、平成8年4月1日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている通信回線により電子計算組織を結合する方法による個人情報の提供については、第10条第2項中「により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめ」とあるのは「による個人情報の実施機関以外のもの

のへの提供については、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて同項の規定を適用する。

(帯広市公文書公開条例の一部改正)

- 3 帯広市公文書公開条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成9年3月27日条例第3号)

この条例は、帯広市行政手続条例(平成9年条例第2号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成12年3月1日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成12年規則第6号で、平成12年4月1日から施行)

附 則 (平成12年3月27日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者の保佐人に関するこの条例による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年6月26日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年12月13日条例第34号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(帯広市情報公開条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 18 この条例の施行の際現に附則第4項、第11項、第12項及び第15項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づいてなされている行為については、附則第4項、第11項、第12項及び第15項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に基づいてなされた行為とみなす。

附 則 (平成16年12月14日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の帯広市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた請求、処分、手続その他の行為（是正の申出及び是正の再申出に係る行為を除く。）は、改正後の帯広市個人情報保護条例の相当規定に基づいてされた請求、処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に旧条例第28条又は第31条の規定によりされた是正の申出又は是正の再申出であって、施行日において処理が終わっていないものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月1日条例第31号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月6日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月1日条例第33号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成28年1月1日

(2) 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則（平成28年3月28日条例第9号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○帯広市情報公開条例

平成12年3月1日

条例第1号

改正 平成14年12月13日条例第34号

平成16年3月24日条例第13号

平成16年12月14日条例第43号

平成19年10月1日条例第31号

平成20年3月7日条例第1号

平成28年3月28日条例第9号

平成28年3月28日条例第13号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の開示（第5条—第18条）

第3章 審査請求等

第1節 諮問等（第19条—第21条）

第2節 帯広市情報審査会（第22条—第32条）

第4章 情報提供の総合的推進（第33条—第36条）

第5章 補則（第37条—第41条）

第6章 罰則（第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員

会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例の目的にのっとり、公文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の開示その他の事務を迅速に処理する等この条例に定める情報公開制度の利用者の利便に配慮しなければならない。

3 実施機関は、この条例に定める情報公開制度が適正かつ有効に利用されるよう、条例の目的等について、広く周知を図るよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより、公文書の開示又は情報の提供を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) その他実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令若しくは他の条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、

公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(4) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令等の規定により明らかに開示することができないとされている情報

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分

を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定に基づき開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定に基づき補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して

30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限
(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に市及び国等並びに開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当

該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定に基づき開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条第1項及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第17条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして前項の規定を適用する。

(費用負担)

第18条 文書又は図画の写しの交付その他規則で定める開示の方法により開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求等

第1節 諮問等

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68

号)による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに帯広市情報審査会に諮問し、その答申を尊重して当該裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、その翌日から起算して3月以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を示している場合に限る。)

第2節 帯広市情報審査会

(設置等)

第22条 第19条第1項及び帯広市個人情報保護条例(平成7年条例第41号)第44条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、帯広市情報審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関からの求めに応じて調査審議するほか、実施機関に対し

意見を具申することができる。

(組織)

第23条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第24条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 委員は、特定の事件について自らが調査審議することにより当該調査審議の公正を妨げるべき事情があると思料するときは、会長（会長が当該事情があると認めるときは次条第3項の委員）の許可を得て、当該調査審議をしないことができる。

(会長)

第25条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る公文書又は個人情報（個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。）が記録されている公文書（以下「対象公文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された対象公文書等の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、対象公文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第28条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第30条 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧若しくは写しの交付をさせようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定する

ことができる。

(調査審議手続の非公開)

第30条の2 第22条第1項に規定する調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めた場合は、公開することができる。

(答申書の送付等)

第31条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(会長への委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4章 情報提供の総合的推進

(情報提供の総合的推進)

第33条 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報提供の総合的推進に努めるものとする。

(情報提供施策の充実)

第34条 実施機関は、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第35条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(会議の公開)

第36条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するよう努めるものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

第5章 補則

(公文書の管理)

第37条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理す

るものとする。

- 2 実施機関は、公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の定めにおいては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項について定めるものとする。

(施行の状況の公表)

第38条 市長は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人等の情報公開)

第39条 市が出資その他の財政上の援助等を行う法人等のうち実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、経営状況を説明する文書等その保有する文書の公開に努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人等の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、出資法人等が保有する文書であって、実施機関が保有していないものについて、その閲覧又はその写しの交付の申出があったときは、出資法人等に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。
- 4 前項の規定により実施機関が出資法人等に提出を求める文書の範囲、文書の閲覧又はその写しの交付の手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

(指定管理者の情報公開)

第40条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書のうち自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

- 2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書の開示及び提供が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の公の施設に関する文書であって、実施機関が保有していないものについて、その閲覧又はその写しの交付の申出があったときは、指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。
- 4 前項の規定により実施機関が指定管理者に提出を求める文書の範囲、文書の閲覧又はそ

の写しの交付の手續、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

(実施機関への委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第42条 第24条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成12年規則第6号で、平成12年4月1日から施行)

(帯広市公文書公開条例の廃止)

2 帯広市公文書公開条例(昭和61年条例第34号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に実施機関に対してされているこの条例による廃止前の帯広市公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第6条の規定による公文書の公開の請求は、この条例第6条の規定による公文書の開示の請求とみなす。

4 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている旧条例第15条に規定する不服申立ては、この条例第19条第1項に規定する不服申立てとみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第16条第1項の帯広市公文書公開・個人情報保護審査会の委員となっている者は、施行日に、この条例第22条第1項の帯広市情報審査会の委員に委嘱されたものとみなす。

(帯広市個人情報保護条例の一部改正)

6 帯広市個人情報保護条例(平成7年条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成14年12月13日条例第34号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(帯広市情報公開条例等の一部改正に伴う経過措置)

18 この条例の施行の際現に附則第4項、第11項、第12項及び第15項から前項までの規定に

よる改正前のそれぞれの条例の規定に基づいてなされている行為については、附則第4項、第11項、第12項及び第15項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に基づいてなされた行為とみなす。

附 則（平成16年3月24日条例第13号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月14日条例第43号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日条例第31号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第9号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。